

平成28年宇治田原町議会運営委員会

平成28年11月30日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成28年第4回(12月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥補正予算特別委員会の設置及び日程について
- ⑦特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨選任同意に係る所信聴取について
- ⑩議事日程(第1号)について
- ⑪請願について
- ⑫意見書について
- ⑬要望について
- ⑭行政諸報告について
- ⑮その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員会は、平成28年第4回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付をいたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

秋も終盤となり、特に朝晩めっきり寒くなってまいりました。皆様ご健勝にてご活躍と存じます。委員各位におかれましては、宇治田原町行政の推進、何かご理解、ご尽力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

11月20日の防災訓練に際しましては、寒い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。550人の参加のもと、町制施行60周年にふさわしい訓練ができたものと思っております。

本日は、公私ともお忙しいところ、議会運営委員会にご参集いただきありがとうございます。

初めに当たりまして一言おわび申し上げます。庁舎委員会船越委員長よりの新庁舎建設基本計画案の意見具申にかかわりまして、11月23日の新聞記事でございますけれども、これに関しまして、新庁舎につきましては議会とともに建設推進を図ることとしておきながら、今回の新聞記事につきましては十分な事前報告ができておりませんでした。今後このようなことがないよう努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

本日は、松本委員長、谷口副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただき、表彰関係1件、補正予算関係5件、条例関係5件、制定1件、改正4件、一般議案3件、人事案件2件、合計16議案をお願いするところでございます。議案の概要につきましては、後ほど説明させていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございます。

1点報告しておきたいと思います。山内議員が傍聴に見えておりますので、ご報告しておきます。

これより議事に入りたいと思います。

日程第1、平成28年第4回（12月）定例会についてを議題といたします。

署名議員について申し上げます。事務局からお願いいたします。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今議会につきましては、1番、谷口重和副議長、11番、谷口整議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございます。

次に、会期についてでございます。

日程は、各委員の席に配付をさせていただいておりますので、確認をお願いしたいと思います。

会期については、12月7日から12月20日までの14日間といたします。

次に、③でございますが、諸報告についてでございます。

要望書、府商工会と町商工会の件について。次に、要望書、町の建設業協会の件について、お手元に配付のとおりでございます。後ほど取り扱いについて協議をいただきたいと思っております。

④再開日についてでございます。

12月12日月曜日午前10時から一般質問、13日火曜日午前10時から一般質問の予備日でございます。20日火曜日午前10時、閉会予定でございます。

次に、⑤常任委員会についてでございます。

14日午前10時から総務建設常任委員会、15日木曜日午前10時、文教厚生常任委員会。

⑥でございます。補正予算特別委員会の設置及び日程について。

補正予算特別委員会は、全議員12名で設置をいたします。日程は16日午前10時からでございます。

⑦特別委員会の日程についてでございます。

16日金曜日、新庁舎建設調査検討特別委員会（補正予算特別委員会終了後）を追加しています。町当局より、庁舎建設委員会——外部委員会でございますが——より、町長に具申されました基本計画の報告となります。

この日程でご異議ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、この日程で決定をいたします。

⑧提出議案についてでございます。

当局より議案説明をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、順次説明をさせていただきます。

まず、お手元にごございます議案第53号でございますけれども、一番上に53号がございます、これをお願いできますか。

第53号につきましては、宇治田原町自治功労者の表彰についてでございます、垣内議員が3期を務められましたので、11月14日で満12年、3期ということでございますので、垣内議員を表彰するということの議案でございます。

それから次に、順次説明させていただきます。

補正予算関係が全部で5件ありますので、それにつきまして順次、補正予算について説明させていただきます。

まず一番上に、縦長のペーパーがあると思いますので、これについて。まず、12月補正予算の概要ということでございます。網掛けと申しますか、一番上に書いておりますように読み上げさせていただきますと、新庁舎建設や宇治田原山手線整備など、大型公共事業の進捗に伴い事業費を追加するほか、国の補正予算に関連した臨時福祉給付金事業や地籍調査事業に係る経費を追加するものでございます。また、第5次まちづくり総合計画に基づく取り組みとして、ふるさと納税の促進や保育施設の充実を図るほか、給与改定等を反映した職員人件費補正を行うということでございます。

ということで以下、補正予算の規模、それから2番目に補正予算の主要事項と書いていますので、これにつきましては順次、後ほど資料に基づきまして説明をさせていただきます。

それではまず、議案第54号をお願いできますか。

第54号、一般会計の補正予算（第3号）でございます。これにつきましては、議案の一番上に書いておりますように、2億2,957万4,000円を追加いたしまして、合計46億7,575万6,000円とするものでございます。説明につきましては、その次に置いております補正予算の主要事項調書という縦長のものと、それから横長でこういった概要のものがありますので、この両方で説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。横長のものと縦長のものでございます。

まず、横長のほうの一般会計12月補正予算（第3号）概要というところを開いていただけますでしょうか。

まず、番号1番です。総務課の所管でございます、職員人件費、これにつきましては、条例第60号で議案説明しておりますので、そのときに改めて説明させていただきます。

ます。額といたしましては、1,379万1,000円の補正をお願いするところがございます。内容については議案のところ です。

それから2番目、企画財政課であります。ふるさと応援基金積み立て、これはふるさと納税のこととございまして、10万円を現在の時点で寄附をいただきました。この10万円につきましては、基金に積み立ているということで、この10万円を基金に積み立てますと、補正後予算といたしましては合計254万円の基金の残高といえますか、基金になります。

それから3番目、同じ企画財政課、ふるさと納税推進事業費41万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、主要事項調書の、この縦長の調書ですけれども、これを2枚めくっていただけますでしょうか。2枚めくっていただきますと、ふるさと納税推進事業という調書が1ページ目にあります。

ここで書いていますように41万3,000円でございますけれども、ふるさと納税につきましては、今回でお願いする件につきましては、いわゆる宇治田原町におけます特産品を広く返礼品として扱って、そしてふるさと納税をふやしていきたいと、こんなふうを考えております。そういった中で、ふるさと特産品というものを公募いたしまして、下のほうにも書いておりますけれども、20事業者の方から55品目のふるさと納税で返礼品として扱いたいと、そういったご応募もありましたので、今回につきまして、今後12月以降、この品目を返礼品として扱うというふうに思っております。

イメージなんですけれども、真ん中辺に表といえますか図を描いておりますので、これについて説明をさせていただきますと、例えばですけれども、寄附金、今後12月以降にこういった新しい事業ということで、ふるさと納税を変更させますけれども、100万円納税があるとそういうふうに想定をいたしました。その結果、寄附金額を100万円といたしますと、そのうちの半分につきましては返礼品に充てるということでございます。ですから、100万円いただきますと返礼品のほうが残りの50万円が基金として残っていくと、町のほうに残ることになります。そのうち50万円ですけれども、町の負担としては40万円、それから事業者の方にはそのうちの10万円を支出していただきますと、ご負担いただくことにします。その分の40万円が、先ほどの補正予算額41万3,000円のうちの40万円です。実質的には、この事業者負担の10万円は事業者の方にいただきますので、この分も町のほうに残りますので、実質は60万円が町のほうに入ってくると、こういう形になります。

それから、下のほうを見ていただきますと、12月からそういうことをやるんですけ

れども、来年1月の、下から2つ目の黒ポツですけれども、ふるさとチョイス、こういったポータルサイト、いわゆる民間のポータルサイトがあります。これを使いまして、これは例えばアマゾンとか楽天とかもやっている、そういった似たような、上のものですけれども、ここのポータルでいきますと、ふるさと納税が全国にも上がっておりまして、そこで納税ができるとそういったサイトなんですけれども、これに登録する必要があります。そのための費用が1万3,000円かかるということで、先ほどの40万円と足しまして41万3,000円というものを補正額でよろしくお願ひしたいというふうに考えているところでございます。ちなみに昨年度は1年間で、合計7万5,000円のふるさと納税がございました。

それから次に、4番目、福祉課所管の民生児童委員協議会事業費でございます。11万9,000円。これにつきましては、概要のところを書いておりますように、民生児童委員さんの定員増、2名の増員。それから、民生児童委員協議会の補助金、いわゆる単価アップの分です。これにつきまして両方で11万9,000円をよろしくお願ひいたします。

それから、5番目、同じく福祉課で臨時福祉給付金（経済対策分）事業。これにつきましては、また主要事項調書の事業のこの縦長のほうの資料の2ページ目をお願ひできますでしょうか。

ここにも書いておりますように、2,834万8,000円ということでございます。これにつきましては、中ほどに書いておりますように、給付対象者というふうに書いております。これにつきましては、市町村税均等割の課税をされていない方に給付をしているという事業でございます。今回1万5,000円ということですが、この説明につきましては一番下の図に書いておりますように、まず、3,000円と1万5,000円がございまして、3,000円につきましては、現在給付をしている分でございます。この3,000円というのは、ここの下のはちょっと字が小さいですが、この28年10月から来年3月まで、この分を半年分として3,000円をお支払いしているということでございます。

それと、説明がおくれましたけれども、この制度自身は、いわゆる消費税がアップになると、現在は8%ですが、それから今後10%に上がりますけれども、この消費税につきまして、いわゆる低所得者の方に対しては今も現在も議論されております、いわゆる軽減税率ということを議論されておりますけれども、現在の8%についても軽減税率をされておられません。そういった意味で、所得の少ない方に対して給付を行うと、

支援すると、そういったことをございますので、今回そういった関連が出ましたけれども、残り、いわゆる消費税が上がるそのときに軽減税率導入されますけれども、それまでの間ということをございます。その間が、下に書いておりますように、29年4月から31年9月、消費税が上がるまでの2年半分ということで1万5,000円、いわゆる半年の5回分ということで1万5,000円を今回支給していきたいというものでございます。

それから、6番目、介護医療課のほうに移りまして、国民健康保険特別会計という国保のほうですけれども、これにつきましては、人件費の補正あるいは協議会、国民健康保険運営協議会、こういった開催につきましてもふやすと。そういったことから、差し引き237万円の減額補正をお願いしたいというところです。

同じく7番目、介護医療課でございますけれども、介護保険特別会計繰出金として378万5,000円。これにつきましても、人件費のほうの補正、あるいは介護システムの改修。介護システムの改修といいますのは、これにつきましては、今後、土地の売却につきまして譲渡所得が、今までは介護所得の保険におきましては売却費、土地の売却譲渡を合算して計算しておりましたんですけれども、それは控除にすると、合計所得で入れていた対象から控除をするというようなことに改正になりますので、それにつきましてシステムを改修する費用として、その金額を合わせまして378万5,000円をお願いしたいということをございます。

次に、8番目、健康児童課に移りまして、一時保育施設等整備事業費、これにつきましては、先ほどの主要事項調書のほうをお願いしたいんですけれども、3ページ目にあります。

これにつきましては、一番最初の趣旨のほうに書いております。3行目のほうに書いておりますけれども、一時保育、こういった方、それから6行目に書いています年度途中の乳児の受け入れ、こういった施設については、現在の保育所、子育て支援センターは移設になりましたけれども、まだ保育所施設としては不足しているというようなことで、今後ですけれども、内容のところに書いていますように、保育所の敷地内におきまして木造平屋建ての130㎡、保育の預かりとしては10名、こういった部屋と、それからトイレ、収納、こういったものでつくってきたいと、こんなふうに考えておりまして、その設計費用300万円をお願いしたいというものでございます。

9番目、建設環境課の地籍調査事業費でございます。これにつきましては、4ページ目を見ていただけますでしょうか。

金額につきましては、738万円ですけれども、これは今回補正の国のほうからの交付金がありましたので、それにつきまして補正をさせていただいているところでございます。

4ページにも書いておりますように、現在も962万円の当初予算がございますけれども、これについて何をしているかという、南区につきまして、試運転の測量だとか資料の収集、こういったことをやっております。その補正の分につきましては、下の内容のところの2番目に書いておりますように、大字南の一部の2期目と、この部分を今回の補正予算を使って、おおむね2,700万円のうち2,200万円程度をここに使いまして、現地の調査、立ち会い、そういったことで面積もきちっと確定して、こういった作業をやっていききたいというふうに思っております。

さらには、ざっと500万円程度と見込んでおりますけれども、その部分につきましては、1番のほうです。いわゆる立川のほうにおける工業団地のほうですけれども、この今年度当初予算で南のほうでやっておりました基準点の設置だとか資料の収集、こういったことをやっていきたい。

この2つをこの補正予算でやっていききたいというふうに考えているところでございます。ちなみに3年目になりますと、一番下に参考に書いておりますように、今後、南におきましては3年目というような形になりまして、最後は地籍図面の作成だとかこういったものをしていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、10番目、建設環境課の町道新設改良事業費、それから、その下の11番の道路施設長寿命化事業につきましては、これはこの概要に書いておりますように、交付金決定に伴います財源の構成ということで補正額としてはゼロですけれども、財源構成の変更、減額あるいは増額というふうにさせていただいております。

12番目に移らせていただきます。プロジェクト推進課の新庁舎建設事業費。これにつきましては、また主要事項調書のほうをお願いできますでしょうか。5ページ目に当たります。

これは補正額1億500万円ということでお願いしたいわけがございますけれども、内容についてです。新庁舎につきましては、今後、特別委員会のほうでもご報告させていただきますけれども、意見具申もいただきまして、今後、場所も確定しておりますので設計のほうに移っていききたいと、こんなふうに思っております。基本設計及び実施設計、この費用として1億500万円の補正予算をお願いするところでございます。

そういったことを今後進めていくとして、経過の中でも若干触れさせていただきます

けれども、それを設計を含めまして今後は工事に入っていくということで、29年度においてここに書いておりますようないろんな設計を進め、そしてパブリックコメントも進めて、30年以降に工事に着手していきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

それから、13番目、同じくプロジェクト推進課でございますけれども、宇治田原山手線です。それは6ページ目でございますでしょうか。主要事項の6ページ目です。

これにつきましても交付金のほうが、国のほうからの交付金が今回補正されてきましたので、5,576万円の補正をお願いしたいということでございます。

当初1億2,002万7,000円ですけれども、この金額につきましては用地買収費として使っております。それにつきましては27、28年度と、その予算で用地買収につきましては基本的には完了すると、そういうふうに目標を立てておりますので、この補正額につきましては工事費、ここに書いておりますように、緑苑坂から滋賀県境、新名神との交差部分になりますけれども、その間1.2kmの工事費用です。工事費につきましては、ネクスコのほうに委託して、しかもネクスコのほうと、あのケースは費用分担がありますので、幅員が9mのうち4m分についてはネクスコのほうでやってもらうという、そして残りにつきましては町のほうがお金を出すと、そういったことを費用負担はしていく。そして、実際の施工についてはネクスコをお願いすると、そういったことで考えているところでございます。

つきましては、下の債務負担行為にも書いておりますけれども、これにつきましては、一括で、29年、30年、31年の3カ年全体をネクスコのほうをお願いするというふうに、全体では7億円というふうに予定をしておりますけれども、そのうち7億円を3カ年で工事をやってもらうと。そのうちの今年度補正分として5,576万円の今回補正をお願いし、そして債務負担行為については、残りの6億4,424万円はまた別途お願いしたいと、こんなふうに思っています。あわせまして委託をお願いする予定でございます。

それから、14番目、末山・くつわ池自然公園の管理運営事業ということで227万8,000円。これにつきましては、くつわ池のいわゆる街灯の修繕。7基ございますけれども、これをLED化する工事もあわせまして修繕をやっていきたい。及び給水施設につきましては、ポンプですけれども、上のほうにバンガローがあるんですけれども、そのところの広場への水道の供給ポンプが1基壊れておりますので、その修繕費と合わせまして227万8,000円をお願いしたいところでございます。

15番目、上下水道課の公共下水道特別会計繰出金につきましては、人件費に伴いまして、上下水道課については1名減員といたしましたので、その分の減額ということで871万3,000円をお願いするところでございます。

1枚めくっていただきまして、16番目、議会事務局、議員報酬等につきましては、これにつきましては給与条例、第61号で説明させていただきますけれども、金額としては68万3,000円の補正をお願いしたいところでございます。合計欄で見ますと、先ほど最初に説明しましたように2億2,957万4,000円でございます。財源といたしましては国・府ありますけれども、一般財源につきましては、前年度の繰越金が1億7,800万等ありますので、その分を一部使わせていただいて一般財源として計上させていただいているところでございます。

もう1枚めくっていただきまして、4ページ目でございます。

繰越明許費でお願いしたい。まず、一番上の地籍調査事業費でございますけれども、これにつきましては、当初分の962万のうちの512万円と、それから先ほどの補正でお願いした分、合わせまして合計3,250万円の繰越明許費をご承認をいただきたいと、こんなふうに思っております。

その次、新庁舎建設事業費につきましても、これも先ほどの補正で上げました全額につきまして明許繰り越しをお願いしたいということでございます。

それから、3番目につきましても、先ほど工事をネクスコに委託しますと言いましたけれども、これも全額繰り越しということでお願いを申し上げます。

それから、債務負担行為ですけれども、これも先ほど申しました山手線にかかわる翌年度以降の分として債務負担の行為をご承認願いたいと、こんなふうに思っているところでございます。

以上が一般会計における補正予算についての説明でございます。

次に、第55号でございます。第55号につきましては、国民健康保険特別会計の補正予算でございます。

これにつきましては、表紙に書いていますように、309万8,000円を減額いたしまして、合計14億7,272万6,000円とするものでございます。これも横長の国保の表とかありますように、これに基づいて説明をさせていただきます。

国保会計のほうで、まず1番ですけれども、総務課所管になりますが、職員人件費、概要に書いておりますように、給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正ということで減額の246万4,000円。

2番目も介護医療課におきまして、これにつきましても、先ほど説明した国保の運営協議会あるいは改正に向けてで9万4,000円です。

それから、3番目、介護医療課、これは47万7,000円減額ですけれども、概要に書いておりますように、短時間労働者への被保険者保険の適用拡大に伴う納付金の変更。つまり、今回、ことしの28年10月1日から制度の改正がありまして、いわゆる短期労働者につきましても健康保険、社保です。そういったところのほうで保険に加入されるということになりましたので、その分の減額ということがあります。その分について後期高齢者支援金、あるいは前期高齢者納付金、そして最後の概算介護給付費納付金、こういったものが減額。1つは2,000円の増加になってはいますが、こういったことに伴う減額の補正をお願いするところでございます。

次に、第56号のほうに移らせていただきます。第56号につきましては、介護保険特別会計でございます。

これも表紙に書いていますように、496万5,000円の追加でございます。そして、結果的に7億4,802万2,000円ということになります。

これも横長の表で説明させていただきますけれども、1つ目は、人件費ということで給与改定及び人事異動に伴う補正ということで283万7,000円をお願いします。

それから、介護保険システム運営費のということで、これは右に書いておりますように介護保険が変わります。何が変わるかといいますと、介護保険につきましては、いわゆる土地の売却日について含みで介護保険の負担をお願いしていたところですが、来年4月1日から土地の売却費については控除すると。控除した額に対して介護保険料のお支払いをお願いしたいと、こういうシステムの制度の改正がありますので、それに伴いますシステムの改修費用として今回お願いするところでございます。

それから次に、第57号のほうに移らせていただきます。公共事業、公共下水道でございます。

これにつきましては871万3,000円の減額ということで、6億2,184万5,000円になります。これは横長のほうで説明をしますけれども、これは一般会計のところでも説明しましたように、減員によりまして人件費の減額ということでございます。これは1万3,000円です。

それから次に、第58号、水道です。

水道の特別会計につきましては、これも横長のほうの資料で説明させていただきますけれども、まず、1番の収益的支出についてでございます。収益的支出につきましては、

1番、配水及び給水施設の管理費670万9,000円を補正でお願いしたく思っております。その中身につきましては、修繕費及び維持管理と書いておりますように、修繕費につきましては、先般、9月9日に307号の城山大橋の手前で断水、漏水がありました。そのための断水工事とし、あるいは給水、あるいは資材、それから工事、いろんなそういった修繕費用にかかわるものがざっとこれの670万の半分程度あります。それから、維持管理費といたしましては、高尾へのポンプです。圧送と、それから加圧、両方1基ずつですけれども、これのポンプのいわゆる修繕費用ということで、これも上の670万の半分程度、370ぐらい、この2つ合わせまして670万9,000円の補正をよろしくお願い申し上げます。

2番目、人件費でございます。これにつきましても、給与改定及び人事異動に伴う補正ということで、減額170万5,000円をお願いします。

それから、資本的支出につきましては、同じく給与改定、人事異動ということで81万5,000円の減額ということでよろしくお願い申し上げます。

補正予算につきましては以上でございまして、次に、第59号の農業委員会の委員等の定数に関する条例ということ。

これにつきましては、1枚めくっていただいても書いておりますけれども、定数の削減ということとかの変更ということで、これも縦長の資料1枚つけておりますので、その資料を見ていただけますでしょうか。

この趣旨にも書いておりますように、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正があります。これにおきまして農業委員の定数の上限基準が変更され、そしてまた、新たに農地利用最適化推進委員さん、こういったものを設けなさいということになりました。それに伴いまして条例で定めるということでございます。そして、この条例に伴いまして、従前の定数条例について廃止するというところでございます。

それにつきましては、ここにも書いておりますけれども、まず改正されました主要内容でございますけれども、3つの柱があります。

柱1ということで3番目に書いております。これも先ほど申しましたように、農業委員会の重点業務としては農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、それから解消、新規参入の促進、こういったことを農業委員会には重点的に取り組んでいただこうということで、農業委員さんにつきましては、今までは従前は23名いらっしゃいますが、これにつきましては法では14名ということで制限をされまして、ですから、条例におきましても最大限の上限ということで14名をお願い

いしたいというふうを考えております。

それから、5番目の柱3ということですが、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、これは新たなものですが、これも上限値ということで9人をお願いしたいと。すみません、上限近似値でございます。失礼しました。近似値を採用しております。失礼しました、そういうこと。

農業委員さんというのは、いろいろ議論をしていただきました、その実際の地域でのいろんな行動をしてもらう方が農地利用最適化推進委員さんというふうに区分けをいたしまして、両方を兼ねるといことはございませんということになります。ちなみに現在の農業委員さんは29年7月19日を満了日となっておりますが、それに伴いまして今度は交代ということになりまして、下のほうに書いておりますように、今後の選出の方法ですが、左のほうは農業委員さんの場合でございます、推薦、公募を行い、そして最終的には議会のほうの同意を求め、それが6月議会のほうでお願いしたいというふうに思っております。それを受けまして、町長が任命する。それから、推進委員さんの場合につきましては、これも同じように公募して、そして実質的には農業委員さんのほうの農業委員会として委嘱をされると、こういった形に変更がされるというところでございます。以上です。

第60号のほうに移らせていただきます。

これにつきましては、先ほど補正予算のほうでも若干触れました職員及び特別職の給与に関するものでございまして、これも1枚物で縦長の資料をつけさせてもらっておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

まず、一番最初の趣旨に書いていますように、人事院勧告に基づきましてこれを改正するものでございまして、改正内容2番目です。

まず、(1)の①です。職員さんにおける給与につきましては、まず勤勉手当支給率の改正ということでございまして、一般職員は1.6から1.7に0.1の引き上げ、そして管理職につきましては2.0を2.1の引き上げということで、これはことし12月1日以降というか、12月1日から引き上げということになります。これにおきまして年間のいわゆるボーナスは4.2が4.3ということに通年ではなりません。

それから、②のほうですが、扶養手当の支給については、これは来年度29年4月1日以降の適用ということになりまして、扶養手当が配偶者の方は1万3,000円が1万円に29年は下がると。その次の年は6,500円に下がるというものでございます。子どもにつきましては、6,500円が8,000円に上がり、

30年には1万円に上がる。それから、父母等につきましては、6,500円がそのまま続くと、こういった形の改正を来年度から行うというそういう条例でございます。

それからその次、③でございますけれども、給料表のほうでございます、職員さんの給料表につきましては、平均ですけれども400円ということで、率として0.2%に引き上げになります。若手のほうにつきましては、初任給等で若手につきましては厚く1,500円程度の引き上げということになります。

(2)番目、特別職ですけれども、これにつきましては期末手当の支給率の変更ということで0.1を引き上げまして、年間3.15が3.25に引き上げということになります。

施行日につきましては、これにつきましても12月1日の施行日ということになります。以上です。

それからその次、第61号につきましては、議員さんのほうの引き上げに関しまして、これも縦長のほうに書いておりますように、第61号資料ということで、これは特別職と同じ0.1カ月の引き上げでございます、3.15が3.25に上がると。12月1日適用ということになります。以上です。

それから次、第62号の税条例の改正でございます。税条例の改正についてご説明を申し上げます。

これにつきましても資料をつけておりますので、その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1番、総則に関するということで、一つは、種別が軽自動車の自動車取得税につきましては、こういった名前の軽自動車「種別割」という名前が変わりますということの内容でございます。

それから、あと改正内容につきましては、後でも触れますけれども、これにつきまして大きなものとしては、いわゆる延滞金のこれの計算の仕方が通知した日、あるいは修正申告したり、そのあたりについては控除されるというようなことなどが変わります。

それで、軽自動車につきましてはの改正につきまして、1枚めくっていただきまして、3ページ上に書いておりますように、軽自動車の改正はどのようになるかということの説明させていただきますと、上のほうに書いております改正内容の丸、軽自動車税における環境性能割という、これは自動車取得税にかかわる分でございます、これは31年、消費税の引き上げと同時にこういったことに変わるということで、現在は、軽自動車につきましては府税として取得税は入っておりますけれども、消費税の引き上げ

に伴いまして今後は町税としてこういった環境性能割ということで、今後、軽自動車の取得につきましては税金がかかると。税率については、ここの表に書いてあるとおりになるということでございます。

それから、今もありますけれども、その下、グリーン化特例という、いわゆる環境です。これにつきましては、現在の条例ではこの減税といいますか、軽減されているこの措置が、ことし3月31日で切れますので、それを引き続きました1年間伸ばそうと、そういった改正の内容でございます。率等については、変更はございません。期間の変更ということでございます。

4ページのほうに移っていただきますと、4ページのほうの上を書いておりますように、上から順番にいきますけれども、いわゆる地方法人課税、これの税率が改正内容のほうに書いていますように、12.1が8.4%に下がります。この理由につきましては、上の説明のところに書いていますように、この下がった分については、一旦、国税課として国が税を吸い上げるということにして、そしてまた再配分しよう、いわゆる税の少ないところに再配分しようというようなこととしております。町につきましては、制限税率のいっぱいのかぎ括弧のほうの税率で8.4%ということになります。それから、これは府内同一という税率になっております。

それから、その次の改正につきましては、延滞金については先ほど概要のところの説明したとおりでございます。その次に、附則第6条、いわゆる医薬品のところですが、この医薬品につきましては、薬剤師さんがいらっしゃるころの薬につきましては、これは医療費控除とは別に控除をしますよという内容でございます。それを今後別途扱いますよということで、30年1月1日からこういう扱いで1万2,000円を超える場合については、医療費控除とは別にこの控除を受けられますよと、そういった内容の改正でございます。

それから、その次めくっていただきまして、次の改正は、外国居住云々と書いてありますけれども、これは具体的な中身を申しますと、台湾の国籍を持っておられて宇治田原町に住んでおられる方に対するものでございまして、これにつきましては、条例が台湾との協定が結ばれたということで改正になるんですけれども、実質的には、台湾の国籍の方は宇治田原町にいらっしゃいませんので該当者はなしということでございますけれども、内容についてはこういったことで、中身としては日本人の方と同じような税率になるということをしちっと明文化したというだけの話でございます。

その次の電気事業者云々という固定資産税に係る改正につきましては、こういった、

これも町のほうの中には該当するものはございません。いわゆる買い取りをするような太陽光につきましての一定の減税になるんですけれども、それにつきましての内容の電気であれば3分の2とか、こういった特例の改正でございますけれども、該当なしというところでございます。

めくっていただきまして、最後の6ページでございますけれども、これにつきましては、前のページに書いているように都市再生特別事業で、これも町の公園緑地化すれば、そういった減額になるんですけれども、宇治田原町には該当はございません。

それから、その次にあるのは、これは省エネのときの改正とかありますけれども、これは明文化、補助金とかあった場合は、減額をきちんとそれについての減税はしませんよと、そのあたりの明文化、あるいは下のたばこ税についても文書の整理をしたというようなことでございます。

第63号につきまして説明をさせていただきます。

これにつきましても、縦長のほうで説明をさせていただきますけれども、これも先ほどの住民税のところでも説明させていただきましたけれども、これも同じく二重国籍の関係の分で、国民健康保険についてはどうするかという話をきちっと明文化したということで、これも対象者は先ほども言いましたようにございませんけれども、国民健康保険につきましてはこういった率についても総所得に含めますよというようなことでございます。これを明文化しているということでございます。

それから次に、第65号について説明をさせていただきます。

第65号につきましては、実は第66号と、ちょっと表現は悪いんですけれども、セット物ということでございますので、あわせて説明をさせていただきます。

(「64号が抜けているよ」と呼ぶ者あり)

○副町長(田中雅和) すみません。私、順番間違えました。すみません、第64号ということでございます、すみません。

第64号、1枚めくっていただきますと、この第64号というのは、27年度の議会において一度承認を得ている分でございますので、どんなことかといいますと、山手線の分でございますので、これの用地を取得しますという内容でございます。

それと、その下にいきましたら、第65号のほうの図面をあわせて開いていただきますとありがたいんですけれども、この第65号のほうは、ことしの28年度の予算で取得しようというふうに思っていたんです。それを見ていただきますと、まず上のほうなんですけれども、第64号のほうで27年に買うべしと考えてご承認もいただきました。

左のほうの赤いぽつぽつ点が入っていますこの分です。この分が27年度中には取得は困難というふうな判断をいたしまして、28年度に取得をしたいと、こんなふうなことになります。その結果、その分、28年度分からですけれども、それは右のほうに書いておりますように、白いところの斜線を引いている分、それから28年度のほうでいきますと、28年度の第65号の赤いところの斜めの斜線を引いておりますので、その分を28年に組みかえると、この分の振りかえをさせていただきました。そうしないと、27年度の予算について、きちっと消化という表現は悪いんですけども、使い切れなかったとそういった現象が起きますので、28年度分との振りかえをさせていただきたいということを今回お願いしたいということでございます。

その結果、合わせますと、金額にしる、面積にしる、変わらないということになります。ですから、その分の組みかえをさせていただきたいということで、第64号と第65号を両方、今回議案として提出をさせていただいているところでございます。

ですから、戻っていただきますと、第64号に書いてありますように、例えば変更前と変更後に書いておりますけれども、この面積をそれぞれ足しますと合計は一緒になるという、変更前同士を足すと、変更後同士を足すと合計の面積、金額は一緒になると、こういうことでございます。

それから、第66号のほうをお願いします。税機構につきましては、これも縦長の資料をお願いできますでしょうか。

縦長の資料に書いておりますように、自動車関係税で、いわゆる税機構のほうでお願いしている分ですけれども、改正前のほうが上の図面で書いております。いわゆる軽自動車につきましては、申告書を陸運局のほうに届けられますと、ここで京都地方税務協議会というところが受け付けをし、そして審査をするということになっておるんですけども、今後は、来年度からこの部分につきましても税機構のほうでお世話をお願いしたいと、こんなふうに税機構のほうとも話を進めておりますので、こういったところに業務を預けると。今までだったら協議会であった分を機構に預けると、こういったふうにして一括で受け付け、審査、データ作成までをここでお願いしたいというところでございます。なお、これに伴います金額が当然発生しますので、その分についてもお支払いをしたいというのがこの条例の内容でございます。

それから、第67号をお願いできますでしょうか。第67号につきましては、公平委員会委員の選任についてでございます。

お二人の方がこの任期が満了となります。まず、上のほうの谷川利明さんでございま

すけれども、谷川さんにおかれましては、1枚めくっていただきますと参考のところに書いてありますように、現在まで4期16年をお世話になっているんですけれども、引き続きお願いしたいというところがございます。

それから、もう一人の方、奥村博己さんでございますけれども、今まで藤永弥さんにお世話になっているんですけれども、今回ご辞退というお話もございましたので、かわりまして奥村さんに公平委員をお願いしたいということで、1枚まためくっていただきますと、奥村さんの経歴等を書かせてもらっていますけれども、特に経歴の中の久御山町にお勤めになって、最後は久御山町の総務部長をされた方でございます。今現在は久御山のほうで嘱託でございますけれども、このたび奥村さんに公平委員のお世話を願いたいと、こんなふうに思っているところでございます。

それから、最後ですけれども、教育委員さんのほうですけれども、教育委員さんにつきましても、現在、西川真由美さんをお願いしているわけですけれども、これは保護者枠としてお願いしておりますけれども、西川さんのほうから今回ご辞退という、任期満了でご退任というお話もございますので、杉野三千代さんをお願いしたいということでございます。

1枚めくっていただきますと、経歴等書かせてもらっていますけれども、この方も当然お仕事もしておられまして、実際、教育関係におきましては保育所の保護者会の会長を平成24年から25年にわたりまして務めておられ、そしてまた、宇治田原小学校の学校評議員ということで青少年の教育につきましても携わっていただいておりますので、今回適任だというふうに考えまして、当委員さんの任命についての議会の同意を求めため議案の提出をさせていただいたところでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（松本健治） 説明が終わりましたので、委員から質疑をお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） 一般会計の補正予算（第3号）のうちのふるさと納税の件ですけれども、主要事項調書でいうと1ページになるんですけれども、さっき副町長の説明では、例えば100万円の寄附があった場合、50万円の返礼品を返すというふうなご説明ありましたが、割合でいえばわかるんですけれども、これ、例えば100万円寄附があった場合、50万円の返礼品を返すんですか。そんなことになるんですか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 表現、説明がちょっと悪かったと思います。現実にはそうなんで

すけれども、100万円といたしますのは、今後、皆さん方から集まった合計額が100万円ということで説明させてもらったんです。実際には、100万円があれば、実際そうなるんですけれども、通常は1万円とか5万円とかになりますので、それのおおむね半分ということで。だから、場合によっては55品目ありますから、そのうちの一つで、例えば10万円であれば5万円になる。そういう規模のものもあれば、いろんな種類を集めて合計が、半分为5万円になる。そういうことにもなると思いますので、例えば100万としましたのは、今後見込まれる金額として100万という表現して、それを全部合わせてこんな返礼金あるということの説明で、少し言葉足らずというか、事例が悪かったかもしれませんが、ご理解賜るようお願いいたします。

○委員長（松本健治） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

それと、同じ補正予算の中の介護保険のほうの補正予算でも、どちらでもいいんですけれども、一般会計でいえば介護保険特別会計への繰出金、7番目ですけれども、土地を売却した場合の収入については控除するということでしたけれども、これが改正になったのはいつでしょうか。

それと、国保については控除はないということですか。

その2点、ちょっと教えてください。

○委員長（松本健治） はい、副町長、どうぞ。

○副町長（田中雅和） 土地のほうは改正のほうはいつからかということですね。それにつきましては、先ほども29年4月1日というふうに説明したと思います。それで来年度からです、土地の売却等の収入につきましては控除は29年4月1日以降の適用と、こういうことです。

○委員長（松本健治） 今西委員。

○委員（今西久美子） 適用を聞いているんじゃないかと、もとの法律が変わったんじゃないんですか、これ。町独自のものなんですか。もとですね。もとが変わったのはいつですか。

○委員長（松本健治） はい、どうぞ。

○副町長（田中雅和） 申しわけないですけれども、現時点ではお答えできませんので、できましたら、また所管の委員会等でまた説明ということにさせてもらってよろしいでしょうか。

○委員（今西久美子） はい。

○副町長（田中雅和） いいですか。ほな、そういうことでよろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 議運でございますので、細かい確認等については、またその特別委員会で確認していただくということにしたいと思います。おおむね議会運営についての質疑のほうをお願いしたいというふうに思うんです。また、報告はその場であるということですね。

○副町長（田中雅和） 所管の委員会で。

○委員長（松本健治） 所管の委員会で。はい、わかりました。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 第64号、第65号のこの組みかえの件なんですけれども、中身は理解できるんです。補助金を有効に使うために27年度と28年度、事業の割り振りを変更するという事なんですけれども、これ、ちょっと私、素朴な疑問で、もう一つ財政的なことが素人なんで手法の件でお聞きをしたいと思うんですが、27年度、これ、既に28年の3月末で決算が打たれ、出納整理が5月末でなされて、また9月ですか10月に決算委員会で既に認定されているその金額をこの段階で変更するという事、これ、ちょっとその辺のことがようわからへんかったんで、そこらのことをもう少し詳しく説明してもらえないでしょうか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 27年度分につきましては、いわゆるここに書いております金額上げさせてもらっておりますのは、繰り越しを含んだ金額として上げさせていただいておりますので、決算と出納整理につきましては、繰り越ししない分での決算ということになりますので、ここに議案で上げさせてもらっている金額につきましては、繰り越しを含めた金額というご理解を賜りたいと思います。その分として振りかえをさせていただくということでございますので。ですから、決算等云々につきましては、ここの部分の27年度分を決算する。しかし、ここで上げさせてもらっているのは、あくまでも28年に繰り越した分も合わせてここで計上といいますか、ここでお示しさせていただきました金額、そういうご理解をお願いしたい。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 27年度から28年に明許繰り越しで、実繰りじゃないですね。明許で送られた分ですよ。それを今度は28年の現年の分とで変更しようと、こういうことなんです。となると、その繰り越しで27年中に予算の繰り越しをされていますよね、限度額、上限額というか。今度繰り越しをした部分をなぶるという手続は、これ、

ちょっと素人なんでようわかりませんが、それは何もなくなるのでいいものなんですか、繰り越し。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 説明させていただきますけれども、いわゆる繰り越しに明許繰り越しとありますけれども、そこでは契約繰り越しと未契約繰り越しの2種類ありまして、今回のものについては未契約ということになっておりますから、契約相手はまだ決まっておきませんので、契約相手を変えたとかということにはなりませんので、28年度繰り越した分を新たな方に、当初議会で説明していた分と変えたとしても、そういった予算上の問題は生じないということでございます。以上です。

○委員長（松本健治） よろしいですか。

○委員（谷口 整） 今わかりました。

○委員長（松本健治） はい。ほかにございせんか。よろしゅうございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） では、以上で提出議案について終わりたいと思います。

次に、選任同意に係る所信の聴取につきまして、申し合わせ事項でもございましたが、選任同意に係る人事案件については、所信等の聴取を行うこととされているところであります。

所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議・決定することとなっております、状況に応じてということですが、今回の案件についてどのようにするかをお諮りいたしたいと思います。

いかがでしょうか。はい、谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 確かに、この人事案件についてどのような方だとかいろいろ、またその人の思いを確認するというのは非常にいい制度だと、恐らくほかでもやっておられないいい制度だと思うんですけども、一口に人事案件といいますが、常勤の特別職から年に一、二回しか出られない委員さんまで、これ十把一からげにこの場に来ていただいて、十把一からげという言葉はちょっと適切じゃないかもしれませんが、この場で聴取をするというのは若干、現実的に無理があるような気がするんです。

できれば、先ほど必要な人というお話が出ていたというように思うんですが、一定のルールを議運の中でつくって確認をしておいて、それで必要な人に来ていただくというような方向に持っていかな、その時その時、この人どうや、あの人どうやという確認の仕方というのちょっとそれも不都合があるのかなというふうに思いますので、提案と

いうんですか、私の思いとすれば、例えば常勤の特別職、副町長さん、教育長さん、またそれに近い監査委員さん、これはもう必然的に来ていただく。あと、その他の行政委員さんについては、それこそ必要に応じ、この人は来てもらおうかという意見が出れば必要に応じてというふうに、一定のルールをつくったほうが今後のためにいいんじゃないかというふうに思うんですけども、これは私の意見です。

○委員長（松本健治） ほかにどうでしょうか。はい、垣内委員、どうぞ。

○委員（垣内秋弘） 今まででしたら、その都度というような形で、これも過去からという話ではなしに、以前の4年間の改革の中でいろいろと進めてきた内容です。今、谷口委員おっしゃったように、ある程度枠を決めて、そして臨機応変にという部分も確かに必要かと思えます。

一つは、やっぱり議員さんが招致したために全てそこで高度な質問するなり、意見を発するなりというよりも、ある程度人と顔が一致するようなことも含めて、基本的には招致をするという建前において今まで進めてきたわけでございますから、そういった部分では、多少、一律的じゃなしに少し状況を見ながら判断して、あるいはまた招致したとしても、その内容については少しやはり考慮するなり配慮するなりという部分は必要なかなという感じはいたします。

○委員長（松本健治） ほかにどうでしょうか。

現状の一応考え方というか申し合わせの中で、招致については2年前ですか始まったというふうに思うんですけども、他でも余りこういう事例はなくて、ある面においては評価され、ある面においてはちょっと確認そこまでやってどうかという意見もございました。

今出ている中で一応線引きというか、谷口委員がおっしゃったように、きちっとした制度を設けるということなのか、それとも、この議会運営で詳細は運営委員会の中で確認するというふうに表現は、申し合わせではなっているんですね。だから、この場で、今回でしたら公平委員2人、それからPTAの枠でお一人、こういう個々に提案されますので、この場で確認するというのも一つやし。やりますと、そういう議論をちょっと場、時間を設けて議論しなきゃいかんのと、種類もかなり多岐にわたっていますから、こういう場である程度、一定のルールを設けるというのもこれは一つだと思いますので、この辺についてどうですか。

今まで、垣内委員の場合は、もう一定のルールでやっているんでもうそういうふうになったらどうかという話ですけども、谷口委員のある面においてはちょっと方向が大

分わかっていますんで、その辺どうでしょうか。はい、谷口委員。

○委員（谷口 整） 基本的に今のルールを変えてくれというつもりはないんで、冒頭に申しましたように、非常にいい制度だというふうに思います、このことは。

次に、例えば一つ例を出しますと、今度、12月で教育委員さん、保護者枠の教育委員さんが既に議案で出てきていますよね。先般は、保護者枠でない大嶋先生を認定させていただきましたけれども、同じ教育委員さんでも、はっきり言ってかなり思いも違うやろうし、そんな方に軽重をつけて質問するというのを先ほど垣内委員さん言われたと思うんですけれども、来てもらって何も聞かないのもこれまた失礼な話でもあります。かというて、余りこの前の大嶋先生のようにやると、本人さん、恐らく萎縮もされるでしょうし、そのあたりで一定のルールの確認をしておきたいということを私申し上げただけで。

既に議運の場で誰を呼ぶ、呼ばないは確認していくというルールがあるようすけれども、さらに一步進めてもう少し大きなくくりの、先ほど申しましたようなある程度の人たちまではもう必然的に呼んでいくけれども、その他の人は必要に応じてというその申し合わせ、確認事項をこの場で確認されたらいかがかということをお願いしたわけで、新たなルールなりそんなことを私は思っていないんで、中身的には多分、垣内委員さんが言われたことと同じことを言うているのかなというふうに思っています。

○委員長（松本健治） どうでしょうか。ほか。はい、どうぞ。

○議長（田中 修） よろしいですか、オブザーバーとして。

○委員長（松本健治） どうぞ。

○議長（田中 修） いろいろご意見出ていますけれども、やはり、きょうまで主導的にやってきた部分もあって見てきましたけれども、ちょっと呼んで招致するのは無理やなというようなこともありますので、また、うちがそこまでやらんならんかという部分もありますので、今意見として出ていますように、役職でいえば副町長、それから教育長、監査委員、そのあたりを招致してやればいいと思いますけれども、その他の部分については、やはり行政上は本議会の信頼関係とかいうそういうの上にも立っていますし、また宇治田原みたいに小さい町であるんで、どなたの顔も見られるような状態であるけれども、大きなまちへ行くとそういうこともないと思うんで。その辺については、その三者以外については一応どうするかということ、この議運の場で来なさいと、それ、一遍やっておかなあかんというようなことがあればやればいいことであって、そうでない限りは、これはやっぱりやめていったほうがいいのではないかと、そのように僕は

思います。その辺を考慮して、一遍ここでもう一度議論していただいたらと、そのように思いますけど。

○委員長（松本健治） ほかどうでしょうか。発言されていない委員の方、どうでしょうか。はい、谷口重和委員。

○副委員長（谷口重和） その質問内容やね、要は。というのは、極端にもう困らすような質問ばかりをやっていくと、次また受け入れしてくれる人もなってくるし、そこら辺考えてやっていかないと。

やっぱり、招致はある程度は必要やと思います。ただ、その後の内容やね。それがやっぱり個々の議員さんの感覚でもって質問していただくのは結構やけれども、相手のことも考えて。そやから、ある程度一般質問的に一応文書出しておいてやりとりするとか、質問を先に渡してそれで答えてもらうような形に持っていったら、ある程度はなごやかにというか、スムーズにいくと思いますけれどもね。

○委員長（松本健治） はい、どうぞ。垣内委員、どうぞ。

○委員（垣内秋弘） ある程度関心を持っておかないと、例えば谷川さんでも前回ここへ来てもらってやっているわけですね。そういった人が今回、じゃ、その都度また状況が変わって、また次は招致しておる。これじゃ、非常に考え方もニーズもはっきり一貫性がないということになっていかなので、ある程度そういった部分を決めておくというのは大事だね。やはり過去やった内容のもの、そのものをきちっと経過として残して、その分についてはもう議運の中で、これは今回外すなら外すと、継続するということがはっきり意思表示するなり、方向性を出しておくというのが大事なことだと思います。

一つは、住民の人から、議員さん、今度誰々がかかった、どんな人や知っているかと、いや、全く知りませんねんと。今、議長が大体のことはわかるとおっしゃったけれども、しかし、なかなか住民の人を全部知るといのは難しいし。

ただ、来てもらって質問をどんどん浴びせるんじゃなしに、所信を述べていただいて、ご苦労さんですということで名前と顔が合致して、この人やったら大丈夫ということぐらいの軽い形でやっていくようなことも必要かなと。全てが全て、この前の大嶋さんみたいにどんどん質問を浴びせるということでは、次の保護者会の教育委員の方は非常に抵抗があると。

○委員長（松本健治） これ、谷川さんのときはやっていますか。

○委員（垣内秋弘） 谷川さんに対してはやりました。

（「やっている、やっている」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 別やね。

（「人権擁護委員」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 人権擁護委員やね。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに前回、2年前か1年前にその人呼んで、今度はないのかなというのは少しぐはぐになるような気もするんですけども、ただ、試行的か本格かちょっとわかりませんがやられた中で、一定検証しながら変えていくというのが、前にやったからそれは変えられないんだという理屈には、これ、ならへんと思うんですよ。

次に、もう一つ、先ほど説明ありましたように、今度、農業委員さんの制度変わりますよね。来年6月で、これ20人余り対象者が出るわけですね。20人皆そろるかといえば、それは恐らくそれぞれご都合があってその日にも来れないというようなことにもなりかねん中で、だから、一定、私は今の制度はこれは大事なことなのでこのまま残しながら、来ていただく人のある程度の線引きはできないかというそのことを言うているわけなんで、前やったからそれはちょっとおかしいとか、その論法というのは少しなじまないのかなとまず思います。それと今言うた、現実的に来年6月、農業委員さんとかを考えたときに、果たして今のやり方でいいのかどうか。

もう一つは、やはり来ていただく以上、所信を述べていただいて、人となりを知るということも大事ですが、ある程度質問もさせてもらわないかんやろうし、それは手法の問題の中で若干の軽重はつけていったらいいんだと思うんですが、そこらのルールをこの場で確認しておいたほうが、その都度どうだどうだというよりも一定のルールづくりをされたらどうかなというのを申し上げているわけで。制度自体は、当然このままやっっていけばいいし、必要なら必ず呼ぶという人と、あとは先ほど垣内委員言われたように、この人どうやわからんからということで、議運の委員さんの中でこの人呼んでほしいわというのがあれば、それはそれで呼んでやることはやぶさかやないと思うんです。だから、一定線を引いたからその人たちは来なくていいんだということを申し上げるつもりはありませんし。以上です。

○委員長（松本健治） かなり議論出ておりますが、方向性としては、基本的な部分はこれ全部オーケーやと、賛成だということでもいいわけですね。

ただ、最初からどうかというのと、協議しながら、今の内容もそうなんです。実は全員協議会で、個々のお人柄、この内容、担当の委員としてどうなのかということは、そこで詳細を決めるということになっていきますから、これもある程度オーケーやと。

ちょっと田中議長もおっしゃったように、ここ宇治田原町特有の問題で、顔がAさんはAさん、BさんはBさん、全部大体はわかるかもしれへんけれども、規模によってはわからんところもそれはある。それは当たり前のことなんですね。だから、これについては、基本的にはこういうやるという方向をもうおおむね確認しておいて、今のような議論の中でAかBかというのはなかなか難しい部分があるので、一応基本的な考え方はこの前の申し合わせで議運で決定するということになっているわけですから、おおむね出た内容について調整させていただいて、提案を受ける前に、この職務についてはこうさせていただくということを確認させていただくということでよろしいですか。

余りルール化をきちっとまたしてしまうのもややこしい、そういうことなんで、基本的には副町長とか、こういう教育長に準ずるような、余り多くはないかもしれませんが、やるということと。それから、その人の確認がぜひ必要だということも中には出てくるかもしれませんが、それはちょっとこちらのほうで事前に調整させていただくと、それで議運にかけるという形にしたいと思うんで、ちょっと中ほどみたいな話かもしれませんが、そういう方向でいきたいなと思います。

については、今出ているお二人と、それから1名のPTAの枠の教育委員ですけれども、これについてはそういうことからいくと、どうでしょうね。詳細ないろんなやりとりは必要ないんじゃないかなというふうに思うんです。ただ、ご本人さんのその場、今の状況から見ますと、そんなに確認して論議する必要はないかなというふうに思うんですが、そこの辺どうですか。いいですか。はい、どうぞ。今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） 今おっしゃった一定のルール化というのは、私も必要やと思います。

ただ、例えば同じ教育委員さんで、この人は呼んでこの人は呼ばへんとか、この人はよう知っているからもうええわとか、そういう話では私はないと思うんです。行政職の委員によって線引きするというのは、私は構わないと思います。例えばさっきおっしゃった農業委員さんなんか現実的に無理があると思うので、もうそこはもういいんじゃないとか、教育委員さんについてはやっぱり全員来てもらう、顔を知っていたとしても来てもらうとか。

質問をとというのがありましたけれども、質問が全くないのもどうかと思うという話もありましたけれども、それはそれで別に所信を述べられて、それで全て納得すればいいわけで、ほかの議員さんもこの間の大嶋委員のように、質問を次々浴びせるというようなことは、今回のPTAの保護者枠の方についてはされないと思いますので、その辺の

線引きはやっぱり必要かなというふうに思います。

今回は来ていただいたらいいかと思います。

○委員長（松本健治） ちょっと気になるのは、よろしいですか。いろんな年代をある程度越えた方だったら時間的な余裕もあるかもしれんですけども、こちらからお願いをして、いろんな会議にまた年1回かぐらいかもしれませんが、そういう場合、休んでこちらへ来ていただく、時間をとっていただく、待っていただいて時間が少しの時間で5分やったというようなことがあり得るわけですね。だから、ちょっとそれはおっしゃったように、教育委員はやっぱりAさん、Bさん、Cさんによって違うというものいかがかなということもあるかもしれませんが、できるだけ、やっぱりそういうこともやむを得ないんじゃないかなというふうに思うんです。だから、そのPTA枠とかはちょっと違うと思うんですよ。だから、それはやむを得ないかな。それについては、この場である程度確認をしたらいいことやと思うんです、その前に。

よろしいですか、そのお三方。今の谷川さんの話もありました。それから、もう一人、奥村さん。前に人権擁護の関係でお呼びになったかもしれませんが、今回はいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員（今西久美子） いいというのはどういうこと、呼ばないということ。

○委員長（松本健治） そうそう。

ちょっとこれもなかなか内容によって、ルール化というのは非常に一律性を設けるとするのは難しいところがありますので、その時点その時点で対象によって決めていくという、議運の詳細はここで確認するというところでございますので、ちょっとそういう形にしたいと思います。

賛否とりたいと思いますが。

○委員（今西久美子） 今、賛否とられるのは、谷川さんをどうするかという話ですか。

3人さん、まとめてですか。

○委員長（松本健治） はい、そうそう。分けていいんですよ。公平委員と、それから……。はい、どうぞ、谷口委員。

○委員（谷口 整） まあ賛否もいいんですけども、ちょっと何か賛否というのはいかがかなという思いもあるんで、できれば先ほど委員長が、後の線引きというんですか、その辺のことを町当局とも相談したいということも言われていましたので、今回の件も含めて、私はもう委員長に一任していいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（松本健治） どうですか。はい、どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 委員長に一任でもいいんですけれども、例えば谷川さんについていえば、人権擁護委員としては所信もお伺いしたけれども、今回、公平委員としてですね。公平委員としての所信は、もし呼ぶ場合は、公平委員としての所信を伺う必要があるんじゃないかなというのの一つ。

それと、先ほどおっしゃった、例えば保護者枠の方なんかはお仕事されている可能性も高い。仕事を休んで来てもらうかと、そういうことも十分わかりますので、そこは行政側とも調整していただいたらいいと思います。結構です。私の意見は述べましたので、委員長一任で結構です。

（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい、垣内委員。

○委員（垣内秋弘） やはり職務に応じて教育委員という位置づけからいくと、私はこの杉野さんというのは恐らく教育委員としては素人という部分で捉えると、非常にここへ招致するというのは気の毒な感じかなというふうには思うんですけれども、しかし、教育委員という位置づけというのは相当レベルの高い位置づけと判断したときには、やはり杉野さんあたりは来てもらって一言言うてもらったほうがいいと。本人の自覚とか、あるいはまた本人がどういうふうに判断されるのかわからへんけれども、一度やはり私はそういった所信も述べたいと思っておられるかもわかりませんし。それはもちろん想像の話なんですけど、しかし、やはりその辺は必要かなと。

あと、公平委員については、ランクを下げると言うたらおかしいですけども、一応いいのかなと、私個人としてはそんな感じを持っております。以上です。

○委員長（松本健治） ちょっと賛否の話もしましたけれども、この場でのそういう決め方というのが、ちょっと私自身もまだふなれでわからない部分もあるので、そういういろいろご意見を頂戴した中で、まとめとしては、ちょっと私自身も杉野さんとかそれぞれの委員の細かいことはわかりませんので、一度、事務局のほうと詰めさせていただくと、当局のほうと詰めさせていただくということで、委員長一任をしていただくということでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 今までの意見も参考に考えたいというふうに思います。申しわけございませんが、そういうことでお願いしたい。はい、今西委員。

○委員（今西久美子） これ、今後のことです。今回はそれで納得しますけれども、今後

のルール化みたいなものは、どこでどうするのかというのが一つと、あと、一任しましたけれども、その結果をやはり議運にもう一度報告を願いたいと思うんですが。これ、最終日ですよ、採決は。

○委員長（松本健治） これは最終日ですか。違うね。議運は最終日のあれかいな。

○委員長（松本健治） 久野村部長、どうぞ。

○総務部長（久野村観光） 流れるなもので、以前、局長をしたということで。採決は最終日になろうかと思うんですけども、招致の場合は、提案されました7日の日に通常招致を今までされておられたと思います。そのかげんでいいますと、今ご意見ございましたように、議運をもう一度という形になれば、7日までかとなるんですけども、招致になりますと事前に候補者の方、選任される方にご連絡等調整も必要かと思しますので、そういうこともご配慮いただきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） どうですか。ちょっとあるようで時間がないということですね。

そうしたら、ご一任ということでしたですけども、方向としては、先ほど申し上げたように基本的な考え方というのは、今回の場合、特に公平委員さんについては基本的には一任ということですが、もういいんじゃないかと、お呼びすることはないんじゃないかということでもいいと思います。

それから、教育委員さんについては、一貫性という部分と、やっぱり対象の範囲というのはおのずと一律じゃないんですよ。だから、この辺も基本的にPTA枠の方については、基本的な考えとしてはお呼びしない。所信表明を受けるとかという必要がちょっとほかの委員とはやっぱり違うと思うんです。だから、そういう意味である程度分けたいなというふうに思います。それは、教育委員さんのほうで調整をいただいている方も含めて、その辺についてはちょっと把握のことはしたいと思っておりますけれども、方向としてはそういうふうにしたいなと思うんですが。

ちょっと時間もないようですので、そういう方向でお願いできますか、確認できますか。よろしいですか。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） では、よろしく申し上げます。

それでは、ちょっと時間かかりましたけれども、招致の件については終わります。

議事日程（第1号）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。はい、事務局長、どうぞ。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をいたしております平成28年第

4回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきたいと思っております。

平成28年12月7日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、1番の谷口副議長と11番の谷口整議員にお願いをさせていただき予定としております。

日程第2、会期の決定でございますが、これにつきましても先ほど委員長のほうから確認をいただきました12月7日から12月20日までの14日間とさせていただきたく思っております。

続きまして、日程第3、諸報告でございますが、お手元にお配りさせていただいております要望書が、先ほど委員長のほうからもありましたけれども、府の商工会、また町の商工会、町建設業協会という3件の要望書が出ております。また、この後ちょっとご協議を願うことにはなるところではございますけれども、一応そこで諸報告ということで要望書3件について。

そして、その後、日程第3と第4の間、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、日程第4から日程第19までが提出議案、副町長からありましたけれども、提出議案になるわけでございますが、日程第4の議案第53号の自治功労者の表彰、また日程第5、議案第67号の公平委員の選任、日程第6の議案第68号の教育委員の任命につきまして、それぞれ1議事1議題で提案を予定しております。

そして、日程第7から日程第12までの条例制定や改正、一般議案の6議案につきましては、一括提案を予定させていただいております。お手元のほうに、その次になるんですけれども、付託議案の一覧をお配りさせていただいておりますけれども、議案第59号、第62号、第64号、第65号、第66号のこの5議案につきましては、総務建設常任委員会へ付託を予定させていただいております。また、議案第63号の国保税条例の改正につきましては、文教厚生常任委員会へ付託を予定させていただいております。いずれの議案につきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

次に、日程第13から日程第19までの補正予算5議案と、先ほど説明にもありましたけれども、予算が関係いたします議案第60号と第61号の職員及び特別職の給与、議員報酬の条例改正につきまして、予算とその条例2件、あわせまして一括提案を予定

させていただいております。この議案、第54号から第58号までの一般会計、国保、介護保険、下水、水道の5件の補正予算と予算が絡みます第60号と第61号の給与、報酬の関係、これにつきましては、先ほど提案いただきました全議員12名で設置することとしていただきました補正予算特別委員会に付託を予定しております。いずれにつきましても、これも付託前質疑後、委員会へ付託をさせていただくというふうに考えているところでございます。

続きまして、日程第20、補正予算特別委員会の設置という形で議事を進めていただきまして、この議題が出ますと、その後、一旦休憩をとりまして、この委員会で補正予算特別委員会の正副委員長を決定いただきたいというふうに考えております。

その後、これからの本日の議題になるわけでございますが、日程第21と第22の請願2件が出ております。請願第1号、第2号、いずれもお手元のほうにお配りをさせていただいている内容となっておりますけれども、請願につきましては、原則、所管の常任委員会に付託するというふうになっておりますので、この後、ご協議をいただいて検討いただけたらなというふうに考えております。

議事日程（第1号）につきましては、以上でございます。

○委員長（松本健治） それでは、説明終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

日程関係はどうでしょうか。いかがでしょうか。日程の確認で、どうですか、よろしいですか。よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、議事日程（第1号）について終わりたいというふうに思います。

それでは次に、請願について。

請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願についてでございます。

それでは、アスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっている。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されている。国は2006年に、石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させ、その後も医療費、それから療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っているが、補償内容としては不十分なものだ。制度の抜本改正を求める声が上がっている。建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとってアスベスト問題を早

期に解決するために、国への意見書の提出を求める請願となっております。

請願については、原則、所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することとなっておりますが、どのように対応すればよいのか、ご検討を願いたいと思います。どうでしょうか。

○副委員長（谷口重和） 総務建設常任委員会に付託したらよいと思います。

○委員長（松本健治） 谷口副委員長から、そういうお話ございましたけれども、ほかにはございませんか。

（「それで結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、総務建設常任委員会に付託することよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、申しあげましたように総務建設常任委員会に付託することといたします。

次に、請願第2号、高校生通学バス代の全額補助を求める請願につきまして、ちょっと請願の内容の概略を申し上げますと、高校も鉄道もない本町にとって、鉄道のある市町に比べ、高校生の子を持つ保護者のバス代に係る負担は大きく家計を圧迫している。本年9月の決算特別委員会において、高校生通学費補助金については、保護者の経済的負担を実質100%軽減する制度とするため、補助率を10分の10に引き上げるなど、速やかに見直し検討を行うことという附帯意見をつけて認定されているところでありますが、附帯意見に対する請願が提出されました。

この件でございますけれども、請願については、原則、同様に所管常任委員会または議会運営委員会に付託するというようになっておりますが、どのように対応すればよいかご検討をお願いしたいというふうに思います。はい、どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 決算委員会では、同様の通学バス代全額補助という検討、見直しをするように附帯意見がついたということも今ございましたけれども、この内容から見ても、同じ方向を向いているということもあって、内容について結論が明白で議会全体として異論がないというふうに思うので、もう付託をせずに本会議で採決をするということでもいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（松本健治） はい。ほかどうでしょうか。はい、谷口副委員長。

○副委員長（谷口重和） とりあえず文教厚生常任委員会に付託したらいいと思います。

○委員長（松本健治） 谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 今までの請願の扱いについて、私もようわかっていないんですけれ

ども、基本的には、やっぱり常任委員会に付託されているわけですから、付託せずいきなり本会議というのは余りやってはらへんということですね。

これ、微妙な部分があると思うんです。微妙な部分というのはちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、決算委員会で既に附帯意見がつけられて、補助率を10分の10に引き上げるような速やかに見直しの検討を行うこととということを議会の総意でつけられているわけですね。これ、見直しするとするならば、当然、次の当初予算、29年度予算で恐らくその結果が反映されてくるのかなと思うんです。その結果をまだ見ていない中で、9月に決算委員会で附帯意見が出てすぐ、これ請願出されて、その請願の趣旨を見ていると、新しい議会でも云々ということを書かれておりますけれども、議会の附帯意見なんかは議員がかわったからというて変わるものでもあらへんし、もう少し様子を見て出されてもよかったのかなとは思いますが。ただ、請願を出されるのはこれはもう自由なんで、あえてそれを出てきたものを受けないということもなりませんし、ちょっとその辺の扱いがどうなんやろうなというのは、私なりにもちょっとどうしたらいいのかなという思いは持っているんで、委員会に付託するのがいいのか、もうそのまま本会議で決着しはるのがいいのかというのは、ちょっとよくわかりません。そのあたりは、先輩議員さん方はどういうふうにお考えか、逆に、改めてもう一度聞きたいなと思います。

○委員長（松本健治） はい、よろしいですか。

そのまま本会議でというのと、それから文教厚生常任委員会で付託ということと両論出ているわけですが、基本的には、やはり一度、文教厚生常任委員会のほうで付託することが基本になるというふうに思いますので、新しい議員になったからということで請願されたのかもしれませんが、基本的には付託することが望ましいんじゃないかなというふうに思いますが、よろしいですか。そういう方向でいきたいというふうに思うんですが。

請願については終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、意見書につきまして、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）についてご説明を簡単に申し上げておきたいと思います。

今、事務局からお配りをさせていただいておりますけれども、全国町村議会議長会から依頼を受けまして、京都府町村議会議長会から、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求めることを内容とした意見書の提出依頼がありました。

意見書の内容といたしましては、地方議会の重要性が論じられる中、全国の町村議会が抱える問題の一つとして、議員のなり手不足が深刻化しているところでもあります。昨年の統一地方選において、全国にある町村のうち2割以上に当たる町村で無投票当選となり、中でも4つの町村で定数割れという事態が発生しておりまして、専門議員には議員を退職した後の生活の保障は基礎年金しかなく、住民の代表として議員がこれまで以上にまちづくりにしっかりとかかわっていくためには、幅広い層の住民が参画できるような環境づくりに努めていかなければなりません。そのためには、地方議会議員の年金制度、また医療保険制度を時代にふさわしいものに改め、それから議員を志す新たな人材を確保していくことが必要である。こういったことから意見書の提出を依頼されております。

どうでしょうか。こういうことですが、議会運営委員会の委員長名で提出するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員(今西久美子) これ、他市町村の状況をちょっとお聞きしたいんですけども、まだこれからかもしれませんが、全ての京都府下の市町村で提出されるということでしょうか。

○委員長(松本健治) 事務局、わかっている範囲で、はい。

○議会事務局長(村山和弘) きょう、おとといと研修に行っていましたので、その辺で聞いてはきたんですけども、久御山町は出されます。そのほかについては、まだ今、議長どまりであるとかというふうな状態とまっておりますけれども、恐らく出すという方向で動いているというふうにお聞きをしております。

全国からもこういった依頼が出ていますし、京都府の町村議会議長会の局長のほうからも、全国から依頼が来ているということで全市町村で出していただきたいというふうなお話もございましたので、今回、とりあえず今のこの議会運営委員会には上げさせていただいているというふうな状況でございます。

○委員長(松本健治) はい。

○委員(谷口 整) 意見書を議運の委員長名で出されることについては異議なしと言うんですけども、この中身でちょっと聞いてもいいですか。

たしか5年前に議員年金の制度が廃止されましたよね。それ、また新たに形を変えて厚生年金へということだと思っので、内容的には確かに若手の人がなりにくいとか、国

民年金だけではどうなんだというようなことだと思えるんですけども、この5年前の議員年金を廃止されたときの経過と、これの関係はどうなんですか。その辺はどういう説明でしたか。

○委員長（松本健治） 事務局、わかりますか。はい、谷口委員。

○委員（谷口 整） このあたり、果たして住民感情になじむのかどうかというのは、ちょっと甚だ疑問なんですけれども。確かに、若手の人たちにもっと出てきてもらうという意味においては、そういう生活の保障がないということはわかるんですけども、ただ、議員年金がいろいろ批判されてなくなっている中で、厚生年金に加入するということは、当然、町当局に負担も出てくるということなんで、何ら議員年金と変わらへんし、その辺はもうちょっと慎重に考えたほうがいいのかと思いますけれども、私の個人的な意見で。

○委員長（松本健治） はい、今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） 私も谷口委員と同意見でございまして、この地方議員のなり手が少ない主な要因が、厚生年金制度がないからということでは私はないと思うんです。この制度をつくれれば、じゃ、議員のなり手がどっとふえるかと、そんなことは私はないと思うので、ちょっと今おっしゃった公費が入るということも含めて、ちょっと慎重にこの意見書についてはもう少し議論するべきやというふうに思います。

○委員長（松本健治） そうしたら、規模間によっても市町村の場合は違いますし、それから報酬のぐあい、それからいろんな面でこれ一律になかなか言えない部分が正直言っていると思うんです。そういう内容のことですが、一方では、いろんな市町村のつながりもありまして、全体でそういう動きにかかっているから、この宇治田原町にもこういう要請があったんだろうと思うんです。

だから、そのことも含めて、今内容について確認するということがじゃなくて、例えば全議員に意見書の内容について説明をさせていただいて、この議運でも今お聞きしている内容も含めて、そういう協議会において説明を行ってから最終的に結論を出すというふうにしたほうがいいんじゃないかなということであると思います。どうでしょうか、よろしいですか。垣内委員、どうぞ。

○委員（垣内秋弘） 厚生年金そのものの制度のいろんな条件とか、やっぱり前提条件、その辺もあわせて少し勉強するというか、もう少し具体的に説明を受けて、みんなが理解した上で事を起こすというような感じのほうがいいと思うんです。もう一つ中身がわからんのに、入っただけで、いや、入りました、本人もみんな了解しました、手を挙げ

ました、それではちょっと何か不自然かなと思いますので、その辺もう少しきちっとしたものを展開していただいてからのほうがいい。

○委員長（松本健治） 加入促進というか、そういう運動、ちょっと細かい内容も確認できていないけれども、期間はありましたか、運動の。特にないね。若干というか、ずれても、これは結論は問題ないのか。

○議会事務局長（村山和弘） 多分、今議会を思っではると思いますけれども。

○委員長（松本健治） だから、この最終の段階で説明できて。

○議会事務局長（村山和弘） 最終で。

○委員長（松本健治） したらいいわけね。

この年金制度については、ここにいる委員自体もいろんな立場、状況があると思うんです。持っている過去の経過からいいましてね。だから、なかなか一律に語れない部分が正直あると思うんです。

だから、おっしゃるように内容は複雑な部分と、一方では、そういう全体的な運動としてやっていこうという部分と両方ともありますので、ちょっと着地点は難しいかもしれませんが、全員協議会で最終日までに結論を出すという形にしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。12月7日ね。

○議会事務局長（村山和弘） 初日の全協の後の議員協議会でこの説明を。

○委員長（松本健治） 時間はあるか。

○議会事務局長（村山和弘） 初日。

○委員長（松本健治） うん。

○議会事務局長（村山和弘） あると思います。

○委員長（松本健治） できるねんね。

○議会事務局長（村山和弘） はい。

○委員長（松本健治） はい、わかった、わかった。

○議会事務局長（村山和弘） 最終日に意見書を提出する。

○委員長（松本健治） はい。だから、その間にちょっと準備できる、説明できることがあったら、ちょっと準備しておいてほしい。

○議会事務局長（村山和弘） 初日の議員協。

○委員長（松本健治） はい。どうぞ、事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 招致はなかったも、全協を開いて説明しはるんですよ。
違いましたか。

（「それも決めてもらったら、暫時休憩して」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 暫時休憩します。

休 憩 午前 11時57分

再 開 午後 0時06分

○委員長（松本健治） それでは、再開をいたします。

ちょっと今、年金制度の話の中から延長上で広がった議論になっておりますけれども、基本的には7日の初日に、一応この説明もさせていただくということでよろしいですか。ほか、追加はよろしいですか、今の中で。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、7日にこの議論はさせていただくことにしたいと思います。

それから、要望につきまして、お手元に配付していますが、要望3件の受け付けをしております。

1つは、府の商工会、これは毎年のごとでございますが、商工会への財政措置について。京都府の小規模事業支援事業費補助金相当額の2分の1以上の予算を平成29年度予算に計上等についての要望が提出されております。

2つ目は、町の商工会、これも毎年でございますが、京都府の小規模事業経営支援事業費補助金相当額の2分の1以上の支援、それから経営改善事業、地域ブランド育成応援事業の継続と拡充、それから宇治田原ブランド等販路拡大応援事業の継続、プレミアム商品券の継続販売についての継続支援、それから、宇治田原町独自融資の創設についての要望書が提出されております。

町建設業界でございますが、これはちょっと5年ぶりぐらいということでございますが、物品発注と工事発注の明確な基準の制定、それから工事が伴う物品発注の最低制限価格の制定、シルバー人材センターへの特定発注の減少、それから新庁舎建設工事、新名神・山手線道路工事の町内発注、最低制限価格の設定見直し等についての要望書が提出されております。どうでしょうか。この対応についてお諮りします。ご検討をお願いします。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） これはもう議場配付でいいと思います。

○委員長（松本健治） それでは、7日に議場配付することという形をとらせていただき

たいと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それじゃ、ご異議ございませんということで、それでは7日に議場配付をいたします。

行政の諸報告について、全員協議会の報告内容について。それでは、久野村部長、お願いします。

○総務部長(久野村観光) 全員協議会の行政報告でございますが、通常12月7日の開会日、また20日の最終日等でご予定をさせていただいておりますが、今議会におきましては、12月7日の開会日には報告事項、全協で報告させていただく行政報告はなしという形で、今のところお願いさせていただきたいと思っております。

また、12月20日、最終日でございますが、この20日につきましては、建設工事等の請負契約、通常1,000万円以上の契約事項でございますが、その件につきましてご報告1件を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(松本健治) ただいまの行政諸報告につきましては、12月20日の全協では、建設工事等の請負契約の状況について報告を願うこととしたと思っております。

その他、一般質問の受け付けは明後日、2日金曜日となっております、時間は8時30分から5時まででございます。

また、先ほど申し上げましたけれども、当初、日程に予定をしておりましたが、新庁舎建設調査検討特別委員会を補正予算特別委員会終了後に開催予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

また、12月19日月曜日午前10時から議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、今度の定例会については、これで終了をしたいと思います。

日程第2、その他、ございますか。副町長どうぞ。

○副町長(田中雅和) きょうの議案書の一番お尻に資料をつけさせてもらっていると思うんですけども、議員各位ということで。封筒に入っています、すみません。

実は、今回、まちづくりににつきましては総計でも位置づけさせていただき、それを受けまして、いわゆる物づくり、あるいはにぎわいづくりのそういったまちづくり、そして、それに伴う道路の山手線、それから町道とか、いろいろそういった都市計画にかかわる案件につきましては、現在、都市計画審議会のほうでお世話になり、そして審議を

進めてもらっております。その中で、原案につきまして、一応、成案として出ておりました。その成案につきましては、今後、所管をしていただいている総務建設常任委員会、14日に、先ほどもお話ありましたように開いていただきますので、その14日の総務建設常任委員会のほうで、現在の都市計画の原案についてはご説明をさせていただきたいと、こういうふうを考えております。

なお、同じくこれに関する都市計画の手續としては、住民への説明会というのも開く必要がございます。それにつきましては、12月19日に開催をしたいと、そういう予定をしております。

つきましては、住民説明会のご案内を、こういったものでございますけれども、B4の1枚物を、あすの町民の窓に差し込みをさせていただいておりますので、議員の皆様には事前に、あす、こういったチラシと申しますか、お知らせが入りますよと。19日の住民説明がありますよというお知らせが入りますよということのご報告をさせていただきます。

なお、きょうの議運の委員の皆様以外の方につきましては、同じく議会事務局のほうから議案書についてお配りをされるということでございますので、その旨、同じ内容の趣旨の説明書きを伴いまして、あす、チラシが入りますよというものを同じく入れさせていただきます。事前の報告とさせていただきますと思っておりますのでよろしくご理解をお願いします。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） ちょっと2つ、3つ、確認したいんですけれども。

先ほど、日程の中で一般質問の受け付けが2日8時半から、これの抽せんはいつですか。その場で引き続いて、いてる者で抽せんされるということですね。わかりました。

それともう一つ、先ほどアスベストの意見書が出ていたと思うんですけれども、委員会なり本会議で採択されれば、これまた意見書を上げるわけですね。そのとき意見書なんかは、やっぱり議運の委員長がつくられる形になるんですか。それはどういう形で意見書をつくられますか。向こうに出す意見書。

○事務局長（村山和弘） 向こうに出すときには議長名で出していただく。総務建設常任委員会に付託されて、総務建設常任委員会でされれば、委員長名で議長に対して提出をさせていただきます。国へ出すときには、議長名で。

○委員（谷口 整） それはわかるんですけれども、案文はどこがつくるのかなと。

○事務局長（村山和弘） 総務建設常任委員会です。

○委員（谷口 整） わかりました。

もう1点、今、副町長から、あすの新聞に入る分について、事前に議員にということでお話があったんですけども、冒頭にも副町長のほうが庁舎の件ではおわびをされました。

もう1件、よく似たケースで、きょうの新聞で公共交通のアンケートをもとに何か、その委員会にきのう、それを報告されたんですね。アンケートの結果というのは、もう既に議員にお配りはされているんですか、どうですか。

○副町長（田中雅和） アンケートの結果は、議員さんには渡していないと思います。

○委員長（松本健治） ちょっと待ってください。

たしか、きのう配ったんじゃないですか。

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午後0時17分

再 開 午後0時18分

○委員長（松本健治） 休憩前に引き続いて再開をいたします。

副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほど、私の答弁は間違っている部分がございます。私自身が十分な把握をせずにお答えしましたので、その内容の修正をさせていただきます。

中身についての詳細は、久野村部長のほうが私より承知しておりますので、久野村部長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願います。

○委員長（松本健治） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） どうも失礼します。先ほど、谷口委員のほうからご指摘のございました公共交通の検討委員会でのアンケートをさせていただいた内容につきましては、以前、常任委員会のほうでこの内容をという形でお許しもいただいて、その集計をきのう検討委員会のほうが開催されているに当たりまして、所管の常任委員会のほうには、その集計的なものを既にお配りしたという形で原課のほうから聞いておるところでございます。そのような関係で、事前に委員会のほうにはぎりぎりになってはおるところでございますが、委員さんのほうにはご説明をさせていただくなり、書類の提出をさせていただいておるという形を原課から聞いておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（松本健治） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 私、申し上げたかったのは、要は庁舎の件でも正副議長から町のほ

うに申し入れされたように、ある程度大きな案件やとか事故とか事件とか、新聞で初めて議員が知るといのはいかなもんやということの思いもありましたので、今回の公共交通のアンケート、中身はまだ後日、委員会なりで報告されればよいと思うんですけども、そういうある程度大きな案件については、やはり事前に、あすの新聞に出るといことがわかれば、それと並行して議員にお知らせをしておいてもらうべきじゃないかということをおは思いますので、そのどれを報告するしないは、町のほうで一定判断されればよいと思うんですけども、今申しましたような、やっぱり新聞の活字になるような部分については事前に、こういうふうな結果出ました、これを報告しますと、それだけでいいんで、中身は後日でいいんですけども、してもらべきやといのは私の思いでもありますので。

今お聞きしていますと、所管の委員会には、きのう、これを報告され、他の委員会には、きょうお配りされているということは、結果的には新聞出てからしか他の委員は見えていないというふうなことになるので、それはもう一緒にされて、言うたらファクス1つでいいと思うんですけども、そういうふうにされるべきじゃないかなということをおは思いますし、また、そのあたりは一定それ、議運の場で整理してもらうのがいいのか、また正副議長預かりがいいのか、ちょっとよくわかりませんが、私の意見として、これからのことで要望というか申し入れをしておきたいと思うんです。以上です。

○委員長（松本健治） はい、どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 今、谷口委員がおっしゃったことは、以前にもありましたね、同じようなことが。事前に議員に知らされずに新聞で知ると。ちょっと、以前の教訓が全く生かされていないとそういうふうに思いますので、その辺はどうなっているのか。以前のことについてどういう総括をされて、今回また同じようなことになっているのか、ちょっとその辺、副町長にもお聞きしたいと思います。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 報告につきましては、従前から極力ご報告を申し上げたいというふうな心構えで努めているところでございますが、なかなかそれが実態を伴っていないというのが、先ほどもいたしました件でございますけれども、そういうふうになっております。

そういう面で、庁内の中におきまして、案件という中のを整理するのか、そのあたりについては、改めてもう一度、再点検をいたしまして、内容、そして、その時期、そ

れからお知らせする相手さんといいますかそういったことにつきましても、再度、再整理といいますか、検討というよりは再整理をして、今後、議員の皆様にもそういったご不満といいますかご不便をかけないように、納得していただけるようなそういった対応を今後も努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） 谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 今、副町長から、そういうこれからの対応について整理されるということで決意表明あったので、それはそれでいいと思うんですけども、先ほども、副町長、一応、議会の窓口、議運にいただいている町当局の窓口ですよね。その副町長が、結果としてどうなっているのか知らなかったというそんなこともあったので、これからやっぱり副町長を中心に、こういう件についてはきちっと整理をしていただくように、改めてお願いを申し上げておきます。以上です。

○委員長（松本健治） 今の谷口整委員のことに端を発していろいろ出ましたけれども、多分、今までの中でいろんな情報の集中・共有化がされていない問題がやっぱりここに出ているんだろうというふうに思いますので、やはり議員は議員の立場があるわけでございまして、その点、ちょっと改めて、この場だけじゃなくて、そういうセクト、セクトを越えたときの場合は特に弱い部分がありますので、それを越えた中でちゃんと統一できるように徹底を期してほしいなと思いますので、その点お願いしたいと思います。

○副町長（田中雅和） 今、委員長、谷口委員のお話も十分承りまして、今後、綿密にいろいろ情報の共有化というようなことも十分努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） ほか、よろしゅうございますか。

それでは、定例会に關しての議会運営委員会を一旦終了いたします。

最終日は、広報編集委員会の開催を予定されておりますことをご報告しておきたいと思ひます。

当局に当たりましては、大変ご苦労さまでございました。よろしくということで、引き続き、議員のみの協議を行いたいと思ひますので、一旦もう退席をしていただくということでお願いをしたいと思います。

ちょっとこの場でお諮りしますけれども、26分、7分という段階に来ましたので、一つは休憩というのものもあるんですが、ここで挟んで午後再開という形にするのか、そのまま、それぞれご予定もあるのではちょっとその確認なんですけれども。

（「やったらええやん」と呼ぶ者あり）

(「継続」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、トイレ休憩を挟みます。それぐらいで、5分間ぐらい。暫時休憩したいと思います。

休 憩 午後0時27分

再 開 午後0時35分

○委員長(松本健治) 休憩前に引き続きまして再開をしたいというふうに思います。

それでは、新名神高速道路建設に関する特別委員会について、ご協議をいただきたいというふうに思います。

そしたら、新名神については、今まで設置されておりましたけれども、今度、議員の選挙改選によって、新たな議員ということで再設置をするということに否かについてこうなるわけでございますし、今の状況から見て、ちょっと前の協議の経過というのは、細かい内容は私は把握しておりませんが、引き続いてこういう特別委員会を設けておくということと、今の状況からはこれは外してもいいんじゃないかという両論があるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとご協議をいただきたいというのは、そういう内容でございます。どうでしょうか。垣内委員。

○委員(垣内秋弘) 継続して設置しておけばいいというふうに思います。というのは、新名神だけでしたら、ネクスコを中心にもうずっと進んでいくと思うんです。ただ、途中で住民とかのいろんな問題が発生したときに、議会もやっぱり承知しておく必要があると思うし、その辺で物を言える場というのは、そこ外したら言えないのかということではないと思うんですけども、やはり特別委員会として設置しておいたほうがいいと。

それともう一つ、ネクスコが中心になった山手線に関しても、新名神特別委員会の緑苑坂から以北の新名神までの分、先ほどもちらっと話があったけれども、その部分についてはネクスコのほうの関連ということで、新名神の関連ということで、特別委員会の中で説明も受けたし論議してきた経過もあるんです。ですから、その辺が全部なくなってしまうとなれば、またまたあれなんで、私は残しといたほうがいいと思います。

○委員長(松本健治) 谷口整委員、どうぞ。

○委員(谷口 整) 私も、ちょっとだけ違うんですけども、特別委員会を設置すべきだというふうに思っております。といいますのは、やはりこれから町のプロジェクトとして庁舎の問題と道路の問題、これ大きな事業なんですけれども、道路については、新名神に限定する、新名神と今関連のある山手線、ネクスコの関連の部分があれば京都府がやる部分もあるんですよ。だから、その2つを、道路の両方関連した特別委員会、

名神に限定せずにもっと広い意味の特別委員会にするべきではないかなというふうに私は思っているんです。

その前段で、先ほどの議運の中で、補正の特別委員会設置という流れの中でも話があったんですけども、この補正予算だけの特別委員会、これについては私も若干違和感持っているんですよ。というのは、その特別委員会があかんということではないですよ。委員会で皆さん全員でやるというのは、それはそれで意味あるんでしょうけれども、あえて補正予算だけの特別委員会を設置するならば、予算特別委員会は年間通年でやる形にし、それで補正予算が出れば、その予算特別委員会の中で議論をするということで、委員会をつくるならばそうするべきやと思うんです。別に、補正予算のことですので、まあそんなになかっても本会議で質疑すればいいことだし、それで特に大きな案件は、所管の委員会に予算の概要という形で予算を付託することはできへんにしても予算の概要ということで報告する方法もあるので、補正だけを特化した特別委員会はいかがというふうに思うんです。ただ、今、年度途中ですので、経過もあるでしょうし、今年度はそういう形で補正予算の特別委員会、仕方がないなということであえて異論は挟まへんかったんですが、次年度以降は、予算特別委員会にそれを特化するなり、何かちょっと違う形を考えていただきたいなと。

そのかわり、この道路の特別委員会つくれへんかというのを言いたかったんですが、既に名神の特別委員会ということでご提案があるんで、名神に限らず道路一本にされたらどうかという意見を申し上げたいと思います。

○委員長（松本健治） ほかどうでしょうか。

新名神については、今、それぞれ最初の対応は、当該関係する区がとにかくかかわる、そういう住民の皆さんから見た場合、4つの区が関与する建設対策委員会を設けてやっているわけです。それが個々に、今の段階も定期的ではないですけども、いろいろ議論はネクスコとしている場合があるんです。

だから、今のこういう大きな流れからいうと、今ちょうど間くらいかもしれませんが、この件は35年の開通に向けて、もう地元との協議も進んでいるし、こういう工事が動いていますからいろんなかかわりがありますので、まだまだいろんな問題は出てくるんじゃないかというふうに思いますので、道の関係、総合的に判断というのは、ちょっと線を引きまして、とにかくこの新名神は一つのこういうネクスコのほうから見て進み出した、凍結されていたものが凍結解除ということで進み出したような問題でありますので、一つは、この内容にある程度特化したものを受けて、今おっしゃったよう

なことについては、道路全体の部分についてはもう少し協議せんらん部分があるので、とりあえずこのスタートはこういうふうにしたらどうかなというふうに思うんです。

それと、補正の関係はちょっと今あわせて議論していただきましたけれども、ちょっと別個の形でという対応をしたいというふうに思います。

いまだにそういうことで、各地区では、いろいろ日々動いていく中でかかわりは持っていてくれますので、一応、設置するという方向で進みたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） あえて道路の問題でというふうに私も申し上げましたのは、町長も1丁目1番地というて山手線のことを一生懸命言うておりますし、今年度からも京都のほうで調査費がついているということで、新名神にあわせて山手線の完成、これ町も議会もまたいろんな団体も挙げていろいろ運動している中でいずれ、今はまだ時期尚早ならば、またその辺の特別委員会、単独の委員会になるのか、名神とやるのか、ちょっとそこはいいとしても、いずれそういう流れになってくるのかなということもありますのであえて申し上げておくということで、単独で設置されることになれば、それはそれで異論を挟むつもりはございません。

○委員長（松本健治） 今、先ほど申したとおりで、ご意見頂戴した中で、継続をしていくということにしたいと思います。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、次に、今、配付をさせていただきました申し合わせ事項についてご協議をお願いしたいと思います。別に説明はないんやな、これは。

○議会事務局長（村山和弘） 今のところ12月に開くべきとか報告がないんで、最終日に今ちょっと日程に入れていないんですけれども、きょう、先ほど説明させていただいた日程第1号に入れていたので、最終日に決議案を出して、発議を出して決議をいただくという感じで。ですので、12月に、もし特別委員会を開こうと思ったら、さっき言った話で、また日程第1にもう一遍ちょっとさっきに戻らなあきませんけど、もういはらへんならはりましたけど。12月議会を12月中にもう新名神に対しての今の状況で求めるとかいうのであれば、設置されていなかんのですけれども、今のところ、当面ないということで、今後に向けて設置をということであれば最終日に。

○委員長（松本健治） ちょっと休憩します。

休 憩 午後0時46分

再 開 午後0時46分

○委員長（松本健治） 再開をいたします。

では次に、先ほど、申し合わせ事項を配付させていただきました内容についてご協議をいただきたいというふうに思います。

ちょっと別添の案をまとめていますので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

どうしよう。こういう形でちょっと事務局のほう、いつやったかな、28年4月につくった内容、皆さん方、多分お目通しいただくのは初めてかもしれませんが、12月7日の議員協議会で協議願うということできたいと思っておりますが、よろしいでしょうか、この申し合わせ事項、特に説明はないか。それじゃ、事務局お願ひ申ひます。

○議会事務局長（村山和弘） お配りしておりますこの縦の申し合わせ事項というのが、これがもともと前の局長、久野村部長がもともと整理をされてきた部分に、私が局長になってから町村議会議長会のほうでこの申し合わせ事項、みんなはどんなのつくってありますかというふうなことも議題として出されましたので、その辺のやつを見ながら聞きながら、もう決まっているのにちょっと書かれていなかったようなやつは幾分か追加もさせていただいたところではございますけれども、以前から議員されている方につきましては、ああせやなど、決まっている内容やなどというふうな感じで目で見ただけかなというふうに申ひますけれども、もちろん新しく議員になられた方につきましては、宇治田原町ではこんな決まっているのかというふうな感じで、逆にこれだけしか決まってへんのかというふうなご意見もあるかと思ひます。

でも、今の時点でとりあえずまとめさせていただいている部分ですので、この申し合わせ事項につきましては、議会運営委員会で幾らでも改正をいただいて、こんなのはもう消そうとか、こういうことを追加していこうとかいうふうなことをしていただけたらいいかなというふうに思ひます。

今、縦のやつを見ていると、ちょっとページ番号を打っていないで申しわけないんですけども、3枚目の17章、全員協議会とか、その辺に最後、招致の場合はみたいなこんなことも書かれていますし、それ以前にも、実はその辺のことは委員会というところにも書かれています。

もっとほんまは書いてなあかんようなこと、決まっていることが抜けていたりとか、もっとこの辺まで決めとかなあかんの違ひかというふうなご意見は多分いっぱいこれから先出てくるかと思ひますけれども、とりあえず、その縦の以外に、横のものとして会議規則と委員会条例をうちのをちょっと合わせてつくったんで間違ひがあるかもしれ

ないんですけれども、うちの会議規則を左側にずっと並べまして、右側にそれに関係するであろううちの申し合わせ事項、決まっている内容というやつを、こう横に見ていただいたら、ここに会議規則に書いてあるやつをより詳しくなっていたり、会議規則に書かれてへんやつがここに申し合わせ事項に書かれているというふうな内容を、一応、目で見てもらったらわかるかなというふうな感じでちょっとまとめさせていただきましたので、一度これをごらんいただいて、今、委員長おっしゃいましたように、初日の議員協議会でもうこれをその場で出していくのか、もうちょっと議会運営委員会の中でもんでもらうてから出していくのかというふうなところ辺をちょっとご議論いただけたらと、協議いただけたらなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 各議会によって、こういう申し合わせ事項というのは、もっと本当に詳細な部分まで書いているところも自治体によってはあると思いますし、今までない中で今回ご提示をさせていただくということで、こういう内容になっていることはご理解をいただきたいというふうに思います。

今現時点、ざっと引き継がれている申し合わせはこういうことでございますので、一度、議員協議会のほうに、今度7日ですか、お出しするというので、これは決定というのなかなか難しいんですけれども、この時点で、こんなことだろうというような感じだろうと思うんですけれども、これは4月1日に出されたんですね。

○議会事務局長（村山和弘） 出してないんですけれども、とりあえず私が来てから、ちょっと変えたということでした。

○委員長（松本健治） だから、やるんだったら、今度は例えば12月の何日とか、そういう形になると思うんです。僕は、あの程度のものだなというふうに、最初はちょっと思っていましたんで、どうでしょうか、今度、7日に議員の皆さんに一応説明をさせていただくと。最終的には、細かい部分はこの議運の中で決定する形になるのかもしれませんが、意見頂戴したやつを。そういう形で進め方をしばらくやりたいなと思うんですけれども。ちょっと一遍に内容について逐一詰めるのも今できませんので。

○委員（谷口 整） なかなか時間がなくて、できていなかったんやと思うんやけど、こういう形で作っていただいた。これをベースに、今後いろいろさらに積んでいけばいいことやし、とりあえず渡したらどうか。

○委員長（松本健治） では、とりあえず、各議員に見せて協議の場に出ていただくということにしたいというふうに思います。

次に、討論についてでございますが、これまで予算決算特別委員会は、通告書をペー

パーで最終の議会運営委員会の前日の17時までには議長宛てに提出してもらおうということにしておりましたがけれども、その他の委員会については、暫時休憩を行い、討論の確認をしてまいりました。委員会によって対応の違いがありましたので、そのあたりにつきましてご意見をいただきたい、ご協議を願いたいというふうに思います。それでは事務局、お願いします。

○議会事務局長（村山和弘） これも文教厚生やったかと思うんですけども、討論の通告を、他委員会でやられているやつについて討論ございますかというふうなことを委員長がおっしゃっていただいて、それについて、暫時休憩をして、今まであるかないかというのを聞いていたわけです。そのときに、今西委員のほうから、決算とか予算特別委員会については、最終の議会運営委員会の前日までに通告書というのを出すという形になっているでしょうと、文教厚生常任委員会ときは口頭での確認で、いつまでに出したらいいのというふうな話がありましたよね。そういったことと、以前に、局長に言うたと、局長に討論すると言うたと。それは、議長に言うてもらわなあかんのですけれども、局長に言うておいたと。局長は、いや聞いていないというふうなことで、言うた言うてへんとかいうふうなことがあったというふうなこともお聞きしておりますので、予算特別委員会とか決算特別委員会でも出してもらっていますように、きょう、通告の通常のもの用紙を必ず全てのときに討論の用紙をお渡しして出してもらうという形に統一させていただいたら、今後、事務局においても、聞いたとか聞いてへんとかというふうなこともございませんし、議員の中でも戸惑いが生じへんのじゃないかなということで、今回、常任委員会に提案をさせていただいたところです。これはもう通常のもの用紙です。その辺をそうしていくという方向で、議運で決めていただいたらいいかなというふうに思っています。以上です。

○委員長（松本健治） 余り協議せんならんような内容でないようにも思うんですけども、一応、この場合は1つのルール化の問題ですから、ペーパーで提出する、前日の17時まで、これやね、基本は。こういうふうにしたいと思うんですが、どうでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） そういうことにしたいと思います。どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 討論ですけれども、以前もちょっと同じようなことを言った記憶があるんですけども、基本、通告だというのはわかりますけれども、通告なしで討論したい場合もあるわけですよ。そういう場合、今までは認めていただけなかったんです

けれども、議会は言論の府ということもありまして、そこも一定認めるべきではないかなと、議長の判断で、と思うんですが、その辺もご協議を願えたらと思うんですが。

○委員長（松本健治） 可能性としてどういうことなのか、ちょっとわかりませんが、一応いろんな場面、この議会の場合は通告でペーパーでということをやっているんで、それはよほど何かあればということをおっしゃっているんだろーと思えますけれども、基本的にはやはりいろんな準備対応のこともありますから、ペーパーということの確認は、今回はできたらしたいなというふうに思っています。だから、よほどとおっしゃったその内容がどういうことになるのか、ちょっと推測できかねるんです。今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） いや、それは反対討論を聞いて賛成討論をする場合だってあるじゃないですか、そういう意味で言うているんです。通告をしない討論は一切認めないという、そこをどうなのかなということをやっているんです。

○委員長（松本健治） ちょっとご意見、ほかの委員はどうですか。出されたことに対する、それに対する賛成討論なんか反対討論なんか知らんけれども、そのときのことに對して出てきた内容について、また議論するということですか。

○委員（今西久美子） 議論というか討論です。

○委員長（松本健治） 討論するということですか。

（「委員長、よろしいか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい。

○議長（田中 修） 一応、うちの議会としては、通告制を引いてやっているんやから、やっぱりそのようにしていくべきやと思います。そうでないと、これをやっている意味があらへんので、何も通告しなくてもいいわけやから、それやったら。だから、これは我々の議会で一応決めていくことやから、通告制ということにしている場合はそのとおりにやってもらうのが一番いいのじゃないかと、そのように思います。

○委員長（松本健治） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 今の件は、ペーパーで出そうが口頭で言おうが同じ話ですね。今西委員が、仮に反対の討論あれば、逆に賛成の討論をしたいことも出てくるやろうし、柔軟にというお話やったと思うんですが、前日の5時までの締め切りということならば、どんなのが出ているのか確認できますね、議員として。自分の思いとは違う討論がされるんやったら、その結果を見て申し込みされたらええことだと思うので、ちょっとどこまでのことを思っているかわかりませんが、それはやっぱりある程度ルー

ルをつくっておくべきかなと。確かに言論の府ということで、言われること、発言を制限するというにはならへんけれども、一定やっぱりルールがある中での発言なんで、それはいろんな対処方法があるのかなと思うんです。

○委員長（松本健治） どうですか。今いろいろご意見出ていますけれども。原則論をこれ一応ルール化をしようということで、ペーパーでという話ですから、今出ているような、その内容に対してこういう意見が出ましたというのも、ちょっとこういう趣旨からいってまた外れるので、どちらのルールにしてもどっちでも一緒になってしまうというようなことから、基本的にはこういう内容でいきたいというふうに思うんですが、皆さんどうですか。どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） いや、原則はそれでいいと思っているんです。それは、申し合わせ事項の中ではそれでいいと思うんです。ただ、通告していない発言は一切認めないという、そんなこと書かれていませんから、そこだけはちょっと確認をしていただきたいなと思うんです。

○委員長（松本健治） そういう場合はもう絶対あるかないかという、今の場合ですと基本的にないということですよ、原則ないわけですから。ペーパーで出してもらうということですから、それはないということですが、それはどういうことになるか知りませんが、とりあえず一つは、この議運としての確認事項はそれだということです。

○議会事務局長（村山和弘） 今西委員がおっしゃるのは、まず議題に対する、この何々の条例改正についてとか、この予算について、反対・賛成という討論をするわけですね。先ほどちょっとおっしゃったのは、賛成を言わなかったから反対とかじゃないよね。こんな討論をしていたら、討論1回1人一原則というのがあるので、こんな言い合いをしているのは討論と違うでということが書かれているわけです。だから、1人1回、賛成やったら賛成の討論をなささい、反対やったら反対の討論をなささいというふうに、これ決められているわけです。せやから、議題に対して賛成なのか反対なのかという討論をしてもらおう。そうですね。ということは、賛成を言わなかったから反対を言うとか、反対を言わなかったから賛成を言うとかじゃなしに、議題に対して賛成なのか反対なのかというのは、先に通告はできるの違うかなというふうに僕は思うんです。

○委員長（松本健治） 今西委員。

○委員（今西久美子） いや、だから言っているように原則通告制でいいと、それはそれでいいんです。

○委員長（松本健治） そしたら、これもいろいろ議論をお出しいただいてありがたいことなんですけれども、やっぱり原則論というか、基本的にはこういう形で通告書、ペーパーで出すということで、不測の事態というか、判断をしなければならんような内容があれば、それは議長判断で決めたいと思いますが、一応、基本的にはこういう確認をしておきたいなと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ次に、議会の報告会でございますが、ご協議をいただきたいというふうに思います。

今、申し合わせ事項のこの中にも、最後のところのその他申し合わせの中に載っていますが、いつからこれ始まったやら載っていないね。5回ということは2年半。

ちょっとたどってきてまして、私はちょっと立場が議員という形ではないんですが、一応5回全部出席をさせていただいて見聞きをしてきました。きょうは、その感想は別として、一度やはり見直す時期、また、内容的な部分も検討すべき時期に差しかかっているかなど。特に今回6名の議員、それで現職が6名、新議員が6名という大きく議会の構成が変わった中で、同じ内容で進めるのかどうかということについて、ちょっと協議をお願いしたい。

これも詳細については、こういう形で5回ほどやってこられましたけれども、詳細は議運で協議ということで、また、皆さん方にも議員にも協議するという場は設けたいというふうに思いますけれども、そういうことでございますので、きょう、ご協議をいただきたいなというふうに思っております。現在、2月、8月の議会報告会ということでございます。どうですか、何かございますでしょうか。

○委員長（松本健治） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） まず、内容について、大体同じパターンで来ているわけです。したがって、言えることはマンネリ化しつつあると。要は、例えば次の2月やるとしたら、9月・12月の議会の報告、議案内容と、それから特別に何かあればそれをやると。例えば、決算委員会の報告とか。今まで、新名神もやりましたし、いろんな、新庁舎もやりました、庁舎建設。そういうような特別委員会の報告もやっていきますが、基本的にベースとしては、3月・6月の議会、9月・12月の議会というような報告会で、あとは意見交換という形でやってきましたが、それがマンネリ化しつつあるということ。

それから、参加者そのものが、ある程度、参加要請をしながら、前回非常に少なかったという経過もありますが、ほぼ50名そこそこというふうに集まっていますが、ある

程度これも一定化しつつあると。来ていただける方は、常に同じような顔ぶれというのはもう決まってきたり、そこで意見を出していただく方もほぼ決まってきたりするような傾向にありますので、完全に決まっているとは言いませんが、傾向としてそのような兆候は出ていますので、ある程度少しパターンを変えるというのは、今回の見直しをするとなれば必要かなと。

回数につきましては2回ということでありましたが、これはなかなか段取りするほうも、もっともっとやらないかんという部分もあったんですけども、しかし、年1回ぐらいが、ほぼやるとしたらいいところかなと。

それともう一つ、これとは別に各種団体との意見交換ということで、総務建設のほうについては消防関係の役員のトップの方とか、あるいはまた文教厚生については文化協会の役員の方、たくさんいろんな組織がございますが、その中である程度、協会の役員さんについての内容をやったこともあります。

したがって、条例なんかでは、住民とのいろんな意見交換とか、あるいはまた活性化を図るためにいろんな報告会とかも含めて検討していかないかんという条例があるんですが、少しその辺も含めて検討したらどうかなと。後のほうで言いました意見交換については、これ1つの組織と大分いろいろ検討して、あげくの果ては文教のほうは文化協会、総建のほうはどういうふうに決められたのかわかりませんが、かなり苦慮した部分もございまして、その辺、次から次にできそうなんですけど、いざやるとしたらなかなかできないというようなことで、調整もなかなか苦労しましたけれども、その辺も含めて再検討したほうがいいというふうに私は思います。

○委員長（松本健治） 今、垣内委員から再検討の、やってきた中、最近の傾向から判断をされたご意見だろうと思いますけれども、どうでしょうか、ほかに。今西委員、どうぞ。

○委員（今西久美子） 委員長のほうからありました見直す時期に来ているんじゃないかということについては、私もそう思います。

5回やってきましたけれども、報告はできるだけ、その議会でどんな討議があったのかということを中心に報告するように心がけてはいましたけれども、どうしても何かこう行政報告のような形にならざるを得なかったという点があると思います。

全議員で議会報告会についてどうするかという話をされるのはいいと思いますけれども、例えば6人の新しい議員の中で、委員長のように毎回参加したよという方は、住民の立場で意見をおっしゃっていただけるかと思いますが、1回も参加していない

という新しい議員もおられるかと思うんです。そういう方については、初めてのことなのでどうなのかわからないという部分もあるかと思うんですけれども、ちょっとその辺も考慮しながら見直すことについては賛成であります。

垣内委員から先ほど、年1回でというようなお話もありましたけれども、意見交換会の中では、前回、たしか毎議会やってくれというような声もあったので、その辺も議論すべきことかなというふうに思います。以上です。

○委員長（松本健治） 毎議会後にやってくれという。谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 私は、実は議会報告には一回も寄せてもらっていない一人なんですけれども、ちょっとまた違う形で宇治市のほうにかかわっておりまして、議会基本条例ができた後からやっております、非常にその議会報告会の難しさ、これも宇治市でもいろいろ議論されたんです。

そんな中で、宇治市の場合は会派制をしいておりますので、年に1回、予算委員会での結果を4月に報告会しようというふうにやっております、そのルールを決めているのは、まず個人攻撃はしない、会派ごとの意見を述べてもらう。当然いろんな会派がありますので、その予算に対してこうやったああやったと言えますね。今度、それに対する質疑というふうなルールでやっていたので、それでもやはり、先ほど今西委員言われたように行政の報告会的な感覚で、住民の方は議会と行政の違い、わかっておられる方もわかっておられない方も結構あるので、何か議会に言うたら何でもできるみたいな感覚で言われるんで非常にやりにくい。その進行をしていた議員がうまくそこらをさばきながらやっても、もう時間は超過するわ、とんでもない意見は出るわで、非常にこの議会報告会が難しいというのは私も存じ上げております。

ましてや、会派制なりしいていない中で、3月・6月議会の内容をどういう形で報告されていたんかなというのは、ちょっと非常に難しいことをされていたんやろうなと思うんですよ。というのは、やはりそれぞれ議員のいろんな考えもお持ちなので。

行政の報告なら、町長以下、町の方針があってこういうふうにやります、やってきましたと言えますけれども、案外それは難しいので、これはほんまにもうちょっといろいろと考えてやらんことには、ますますやりにくくなっていくやろうなという思いは持っていますので、見直しについては私も同感です。

また、年に2回というのは、なおしんどい状況にもなるやろうし、このままでいきますと、次、2月になるんでしょうが、2月はご存じのとおり町長選挙がありますので物理的にも無理だし、今回メンバーが変わったので、1年がええんか秋までがええんかわ

かりませんが、新しいメンバーでどういうふうにしていくかは、もう少し時間をかけて議論をしていくべきだと思います。

もう1点、これは私の全く個人の意見ですけれども、議会報告はそれぞれの議員が、自分の支持者なり地域で議会報告すれば、共産党さんなんかはちゃんと機関紙も出し、やられていますので、それである意味ちゃんとできていますし、また議会だよりもこちらのほうに出されているので報告はできると思うんです。ただ、意見を聞くという場、それぞれの所管の委員会なりが各種団体とやるというのも、これ一つの方法ですし、私も今回、文教厚生委員会をあくまであずかっていますので、それぞれの団体とそういう場を持ちたいというのはもうこの前からちょっと頭の片隅に置いていますので、そんな形もあるのかなというのは私個人の意見として申し上げておきます。

○委員長（松本健治） ほか、副委員長、どうですか。

○副委員長（谷口重和） 皆さんの意見を聞かせてもらっていて、私個人的には、この際、議会報告会はやめて、ほかの形で取り組み直したらいいと思います。

○委員長（松本健治） 事務局、参考意見として、今リサーチされている一つの流れと、うちの歩んできた5回までの経過を踏まえて、今リサーチされている他の議会の動き、ちょっと参考意見として言うてもらえるかな。

○議会事務局長（村山和弘） たまたまですけれども、きのう、おとついで、行ってききましたので、ちょっと近隣で参加されたところに聞いていますと、南山城村は去年初めてしたという話を聞きました。ほかは、その話もないし全然してへんというような感じでしたけれども、南山城村を聞いていますと、多分、議員10人が分かれて地区ごと、5地域ごとぐらいを回らるんです。この地域は誰々担当みたいな感じで回らるって、一応、全員が行くみたいな形を。せやし、議会報告会という名前ではやはりますけれども、それぞれの各地域との懇談会というのをされているというふうなことを、ほんま、きのうお聞きはしました。

私がいろいろ議会改革についてみたいな本を見ていますと、もう今だんだん議会報告会からの脱却という言葉が出てきていまして、一時は議会報告会やっぱり、はやりました。議員もそれをするというふうに、議会基本条例ができてこんな話になりましたけれども、今や脱却という時代が来ていまして、やっぱり先ほどから出ていますように、議員がやらる議会報告会やのに、結局、行政報告会みたいになってしまっているみたいな意見があったり、先ほども出ましたマンネリ化してきているみたいなふうな意見もありますので。

そこでちょっと話変わりますけれども、東京に行ったときの研修の初日に、岩手県の葛巻町の議会の議長さんが講師で来られまして、この方が議会改革してきた内容をお話しされました。ここも多分、議会報告会をされたんやと思います。でも、今は懇談会をやっていますと言わはるんです。その懇談会の相手が、小学生・中学生・高校生もありません。小学校と一緒に給食を食べに行かはるらしいんです。物すごく少ないんで、小学生が。そこに議員が10人行って一緒に給食を食べて、ほんまに子どもたちの意見を聞いてきたり、中学校へ行って中学生の意見を聞いてきたりみたいな取り組みを今はしていますみたいなお話もされていたので。

だんだん、ほんまに今お話しされているように、とりあえず今までやってきたからやるとか云々じゃなしに、今の議員で議会報告会をどうしていくのやと、方向転換されるのか、一遍ちょっと休止されて、もう一遍みんなで相談されて新しい議会報告会をするなり、先ほどから出ていました意見交換会にするのか懇談会にするのかというふうな方向性を出していただいたらいいんじゃないかなというふうに、事務局としても思っています。

○委員長（松本健治） 今はちょっと最近の動き、また事務局として研修会が、きのう、おとついとあったばかりで、その辺の生の情報を参考意見としてお話しいただいたわけですけども、議会報告会をなぜするかということは、基本条例の中にも細かい内容では載っていませんけれども、できるだけ議会の透明性、それから今の状況、動きについて、一般の住民の皆さん方とコミュニケーションをとるといようなことであると思えますが、もう一つは、やはり議員として政策的な部分で当局に対してどういうふうなことを盛り込んでいくかと、そういう場を通じて構築していくというのが議会の報告会ではないかなということからすると、今出ていますように、私がこの立場じゃない前の立場で出させていただいたときに感じたことは、一つは、失礼ながら議員の持っておられるいろんな資質だとか知識だとかこういうことに非常に偏りというか差があるなというのが、逆の立場から見ていると厳然としているなという感じがするわけです。

ただ、議会というのは、このメンバーで構成していくわけですから、当然同じレベル、同じ認識、見識がなくてもいいわけですから、ただ、そういう場においては、そっちのほう明らかに明確になり過ぎて、非常に、さっきおっしゃった行政の動きに対する意見をどうやという議論になってしまって、何か本来そういう構築するようなフェアな状態で議論ができていないというような印象を持っていましたので、一つのきっかけというのは、私はちょうどこれだけ大きな議会を構成するメンバーのキャリアが混在した中

でやっていくわけですから、一度ちょっとじっくりと相談をさせていただいて、方向として今の時点でやめるやめんということよりも、この内容が本当にどうなのかということ、いい機会でもありますので真摯に議論をしたいなど。

ただ、今までのやめた状態でやるのか、それから続けた状態でやるのか、この辺もちょっとあるんですけれども、本論から言うたら、しばらく、この2月はほかの条件もありまして、選挙はどうなるかわかりませんが、そういうような動きの状態、それから、今かわったばかりの議員がこれだけおるわけですから、すぐ対応もこのままいくわけにいきませんし、そんな早計に結論を出すような内容でもないと思いますので、しばらく夏に向けてか、秋に向けてか、そういう議論をさせていただいて、今おっしゃっていただいたような懇談の場であったり、いろんな幅広い層から意見を集めるということがやっぱり大事なので、そういう方法も一つだろうと思いますので。何というか、撤退するんじゃないくて、よりより方向で考えていこうという意味でのちょっと検討期間を、見直し期間を置きたいと思うんですが、どうでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治）　ということで、ちょっと2月についてはもうリミットなんです、やる場合やったら。この変わったメンバーでそんな準備ということは、なかなか事務局も含めて大変でございますので、時期がいつやというのはもうちょっと検討の過程で変わるけれども、動きは何らかの、当然するということです、前提は。ということでやっていきたいなと思います。ちょっとご了解いただきたいというふうに思います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治）　それでは、そのことも含めて議員の協議会でご説明申し上げたいというふうに思っています。

それでは、非常に申しわけない。不手際で長引いて申しわけないんですが、どうでしょうか、何かほか特別。はい、谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整）　この場で聞くのがいいかどうか、ちょっとわからんですけれども、委員会でのやりとりなんです、委員は座ったまま、町当局の人は立って説明されている。あれも、先ほども局長も立って説明されていた。これは、立つんやったら委員も皆立ったらいいし、座るんやったら座って説明してもらったらいいと思うんです。というのは、私も次の委員会の運営するについて、できたらそういう形をとりたと思うので、ちょっとその辺はどこでどう確認をしたらいいのか。何か、町側だけが立ってい

て、委員はふんぞりは返ってはいませんが座ったままで、ちょっとこれ違和感を感じますし、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

確かに見ていまして、宙で物を発言できるような内容でないやつも結構あるんです。ですから、立ちながら資料を見ながらということはなかなか難しい部分があるので、ちょっと私もそれは感じていたんです。何かフェアじゃないなという感じもするし、ですから、かといって両方とも立ちましようかというてもこれもややこしい、こういう中で。だから、どうですか、これは議運で確認、決められる内容かとは思いますが。はい、どうぞ。

○議長（田中 修） 以前、僕が初めて議会やらせてもらってからは、今のような状態がずっと今日まで続いております。ただし、僕が委員長をさせてもらったとき等については、説明が長引くようなことであるとか、長い答弁を、答弁の長いのは余りなかったけれども、とにかく説明あたりが長引く場合は座ってやってくださいということをごちから言うていった。しかし、普通の短い答弁とか、そんなのについては立ってやってもらってきましたけれども、それを全部座っていくというのなら、ここで決めていただいたら、それは別に問題ないのかなと思います。

○委員長（松本健治） どんなときでも、挨拶で立って頭下げてスタートするから、それからお座りになって説明されてもいいわけでしょう。どうですか、ほか。

○委員（谷口 整） 確かに挨拶とかは立ってされて、やっぱり質問・答弁は、もう座ってやるべきだと思うんです。というのは、議場の場ですと質問者も立って質問し、答弁するのも立つ、それはそれでいいし、委員会みたいに片一方は座って、片一方は立って、何か。これは私の経験でもあるんですけれども、宇治市でもそういうふうに私らは立たされて、立たされてと言うたらいかんけれども、立って答弁していました。結構あれ、手を挙げて立つときに、難しい質問されるとやっぱり慌てるケースも出るんですよ。それで資料を積んでいても、なかなか立って資料をめくるのも手間というか、うまくいかへんケースもあるので、座って答弁してもらったらいというふうに私は思うんですけれども。

○委員長（松本健治） どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） それはもう、各委員長判断ではだめなんですか。各委員会の委員長が判断をするということ。

（「それはまとめておこなあかん」と呼ぶ者あり）

(「いや、委員長判断で」と呼ぶ者あり)

(「基本筋にはやっぱりパターンを決めておいたほうがいい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「宇治では答弁も皆、立ってやってはったか」と呼ぶ者あり)

(「全く一緒に、議運でも局長は立ってやっていましたし」と呼ぶ者あり)

(「今西議員がならはったときからこのスタイルは変わっていない」と呼ぶ者あり)

(「ずっと立ってしゃべっておられる」と呼ぶ者あり)

(「長い場合もあり、委員長が座ってやってくださいと」と呼ぶ者あり)

(「そやけど、それはなかなかいかへんでしょう、それは」と呼ぶ者あり)

(「いや、それはやっている」と呼ぶ者あり)

(「特に予算・決算の場合は長くなる。そのときは座って説明してくださいと委員長判断で言うていた」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 資料の説明だとか、資料がこれだけあったらめくったり何やしていたら、立ってやっているとなかなか難しいところがある。それと、年いってくと目の距離感で何か見間違いする場合もあるので。そしたら、基本的にはもう座ってやりましょう。それで事務局、問題ないね。

○議会事務局長(村山和弘) 議員さんがいいとおっしゃっていただいたら。

○委員長(松本健治) 失礼にはならへんから。

(「挨拶ぐらいはその場で立って、冒頭の挨拶は最初に立って、その後の答弁は……」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) ちょっとこれとは違う番外の話ですが、今せつかく他のことも含めて、いい意見を出していただいているので、気になっていたことなんで、それはそれでいいと思います。

それじゃ、基本的には、立ってやりたいという人は中にはおらんやろうと思うけれども、こういうことでいきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 今西委員、どうぞ。

○委員(今西久美子) 議会基本条例ができて、もう3年目ですか。基本条例の中に、たしか年に1回だったか、新しい議会構成になったらだったか、忘れましたが、基本条例についての研修をするというような条文があったように記憶しているんですが、

どちらにしても、新しい議員が半分おられるということで、さっきの議会報告会についても年1回以上開催するというような文言がたしかあったと思うんです。そういうことも含めて、我々も既にもう3年目に入っていて、基本条例の内容について再度学習をする、研修をする場が必要ではないかなというふうに思うんですが、別に今議会ということではないので、ちょっとそれを頭の隅に置いておいていただけたらなと思います。

○委員長（松本健治） 議長、この件については、議運も関係なくはないでしょうけれども、議会として、そういうことについてやっぱりこれはある程度定期的にやっていかなんことやと思うんで、よいご意見ですから、一度ご検討をいただくということで。どうぞ。

○議長（田中 修） 一度、それは議員全員で、基本条例についてもう一度、新しい議員と一緒に、これについてどうやということを確認するような意味においても、勉強会みたいなのをやってみたらどうでしょう。

○委員長（松本健治） 今ちょっと出されておりますけれども、こういう勉強会、これだけ6名もかわりましたので、いろんな申し合わせについても見直す場面も中には出てくるかもしれませんし、そういう意味での基礎の勉強というか、そういうことをやりたいなというふうに思います。そういうご意見でございます。事務局のほうも、また、頭に置いておいてください。

それじゃ、これで第4回定例会に関する議会運営委員会を閉会したいと思います。また、12月に入りまして、いろんな各種会議等についてはよろしくご協力をお願い申し上げます。

これで閉会したいと思います。ありがとうございました。

閉 会 午後1時35分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治